
出席議員(18名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	平間春雄	君
会計管理者	松崎守	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	佐藤富男	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	駒板公一	君
子ども家庭課長	永井裕	君
農政課長併 農業委員会事務局長	大場勝郎	君

商工観光課長	小池洋一	君
都市建設課長	加藤秀典	君
上下水道課長	平間広道	君
槻木事務所長	馬場敏雄	君
危機管理監	小玉敏	君
地域再生対策監	小笠原幸一	君
公共工事検査監	鎌田和夫	君
税収納対策監	伊藤良昭	君
災害復興対策監	畑山義彦	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	笠松洋二	君
生涯学習課長	相原健一	君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜	君
--------	------	---

事務局職員出席者

議会事務局長	長谷川 敏
主任主査	太田健博

議事日程（第4号）

平成25年12月12日（木曜日） 午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第39号 柴田町町税条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第40号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第41号 柴田町デイサービスセンター条例を廃止する条例
- 第 5 議案第42号 柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第43号 柴田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第44号 柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第45号 柴田町営住宅条例の一部を改正する条例

- 第 9 議案第 46 号 柴田町下水道条例の一部を改正する条例
 - 第 10 議案第 47 号 柴田町給水条例の一部を改正する条例
 - 第 11 議案第 48 号 財産の無償譲渡について
 - 第 12 議案第 49 号 指定管理者の指定について（柴田町地域活動支援センター）
 - 第 13 議案第 50 号 指定管理者の指定について（柴田町駐車場及び柴田町自転車駐車場）
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において13番水戸義裕君、14番舟山彰君を指名いたします。

日程第2 議案第39号 柴田町町税条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第2、議案第39号柴田町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第39号柴田町町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律が公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴うものであります。

改正の主な内容は、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収に関し、納税義務者が町の区域外に転出した場合の特別徴収の継続、及び年金所得に係る仮特別徴収における年間の徴収税額の平準化を図るものです。また、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例の拡充等を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

願いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） それでは、議案第39号柴田町町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、今回の改正内容は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、柴田町町税条例の一部改正を行うものです。

改正内容の主なものとしましては、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収に関し、納税義務者が町の区域外に転出した場合の特別徴収の継続、及び年金所得に係る仮特別徴収における年間の徴収税額の平準化を図るものです。また、上場株式等の配当所得等に係る町民税の課税の特例の拡充を行うものです。

議案書1ページをお開きください。

柴田町町税条例の一部を改正する条例です。

柴田町町税条例（昭和32年柴田町条例第56号）の一部を改正する条例です。

改正前が右の欄に、改正後は左の欄になります。今回の改正は、地方税法等の改正に伴う項ずれや項ずれによる改正が含まれておりますことから、主な改正条文等について、改正後の欄により説明させていただきます。

第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収です。第1項中、地方税法第321条の7の2の改正に対応した文言の修正で、「初日の属する年の」10月1日に修正するものです。

次の2ページですが、特別徴収対象年金所得者の除外規定である第1号、賦課期日後に転出した場合の規定を削除し、第2号以下を繰り上げるものです。

第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等です。第1項中、仮特別徴収税額の算定方法の見直しで、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する金額とするものです。

3ページをお開きください。

附則の改正です。第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例です。条例附則第23条の2の新設による引用条項の追加になります。

第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例です。第1項から第3

項までの改正は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加された取得税法の改正に伴う規定の整備を行うものです。

第1項は、地方税法附則第33条の2第5項の配当所得等の改正規定の整備です。

第2項は、地方税法附則第33条の2第6項の任意選択の申告による分離課税の除外規定です。

第3項は、地方税法附則第33条の2第7項の改正に対応して、「配当所得」を「配当所得等」に文言の修正をするものです。

次に、5ページの第23条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例です。この条項は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う規定の整備となります。

第1項は、地方税法附則第35条の2第5項の改正に対応して文言の整理を、6ページの第2項は、「株式等」を「一般株式等」に文言の修正をするものです。

同じく6ページの第23条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴う規定の新設になります。改正前の欄、第23条の2から、15ページ、第24条第6項までは、単に課税標準の計算の細目を定めたものであることから、条例の性格を踏まえて削除するものです。

16ページの第24条、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例は、改正前、第24条までの削除に伴う条ずれ及び引用条項のずれを修正するものです。

17ページの改正前の欄、第24条の3は、さきの第23条の2同様、単に課税標準の計算の細目を定めたものであることから、削除するものです。

18ページの第24条の2、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例ですが、改正前、第24条の3の削除に伴う条ずれ及び引用条項のずれを修正するものです。

21ページの改正前の欄、第24条の5も単に課税標準の計算の細目を定めたものであることから、削除するものです。

22ページ、欄外で、改正条例の附則になります。

第1条は施行期日の規定になります。この条例は、原則平成28年1月1日を施行期日としますが、ただし書き第1号に規定する条項は平成28年10月1日に、第2号に規定する条項は平成29年1月1日とするものです。

第2条は経過措置になります。第1項は、平成28年1月1日前に発行された割引債に係る償還差益に対する課税は従前の例によるものとする規定、第2項は、改正前の第47条の2及び第

47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収について適用するものです。第3項は、新条例附則第7条の4、第16条の3及び23条から24条の2までの規定のうち、個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の個人の町民税について適用することとした規定となります。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第39号柴田町町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第40号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第3、議案第40号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第40号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律が公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴うものであります。

改正の主な内容は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について特定公社債等の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備や、株式等に係る譲渡所得等分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備を行うものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） それでは、議案第40号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、今回の改正内容は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、柴田町国民健康保険税条例の一部改正を行うものです。

改正内容の主なものとしましては、上場株式等の配当所得等の分離課税について特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備や、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等、それから上場株式等の譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備など、地方税法改正に合わせた改正になります。

議案書23ページをお開きください。

柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

柴田町国民健康保険税条例（昭和31年柴田町条例第54号）の一部を改正する条例です。

改正前が右の欄に、改正後は左の欄になります。今回の改正は、地方税法等の改正に伴う項ずれや項ずれによる改正が含まれておりますことから、主な改正条文等について、改正後の欄により説明させていただきます。

附則の改正になります。

第3項、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例です。上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴い、「配当所得」を「配当所得等」と改めるものです。

第6項、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例です。株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴い、「株式等」を「一般株式等」に改めるものです。

24ページの第7項、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴う規定の新設になります。改正前の欄、第7項から、25ページ、第9項まで及び第11項は、単に課税標準の計算の細目を定めたものであることから、条例の性格を踏まえ削除するものです。

25ページの第8項、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、第9項、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例、26ページ、第10項、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例は、改正前第11項までの削除に伴う項番号の繰り上げとなるものです。繰り上げ後の第11項、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例は、租税条約等実施特例法第3条の2の改正で、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに対応した文言の修正で、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に修正するものです。

第12項、平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例は、項番号の繰り上げとなるものです。改正前の欄、第16項も単に課税標準の細目を定めたものであることから、削除するものです。

27ページ、欄外、改正条例の附則になります。

第1項は施行期日の規定になります。この条例は平成29年1月1日から施行するものです。第2項は適用区分になります。改正後の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までは従前の例によるものとするものです。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） この40号議案、施行期日が平成29年1月1日というと、今、平成25年が間もなく終わろうとしています、4年後ですよ、大体。ふと思ったんですが、39号議案のほうも施行期日が28年1月1日から。これ提案説明で国の地方税法の一部を改正する法律が公布されたことによるということなんです、この国の法律の実際の効力を発揮するというか、あれがこういうふうにならば2年、3年ずれるから町の条例のこの施行もこういうふうに3年とか4年後ということ。ちょっとその点を確認したいのですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） 施行期日の平成29年1月1日施行の例でございますが、今回、地方税法の改正そのものが平成26年1月1日から適用される条項が含まれていることから、25年度中に改正が行われたものです。それに伴いまして、上位法である地方税法等が改正されましたので、町の条例等もその例によって改正して、時期を同じように、いわゆる改正する時期を一緒にしたものでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 私が聞きたかったのは、国の法律もかえて実際に効力を発揮するという

か、それが2年後、3年後というか、その点なんですよね。例えば来年だと、26年4月1日からもうその改正された法律が効力を発揮する。町の条例もじゃあ例えば26年1月1日とか4月1日から施行するという、その間があるというのがどういうことなのかなという疑問なんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） 毎年度地方税等が改正されます。よって、新しいもの新しいものの文言が毎年ふえてまいりますので、やはりそれに合わせて条例を改正していくという手順を踏まえているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。14番、よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第41号 柴田町デイサービスセンター条例を廃止する条例

日程第5 議案第42号 柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第4、議案第41号柴田町デイサービスセンター条例を廃止する条例、日程第5、議案第42号柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例の2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第41号柴田町デイサービスセンター条例を廃止する条例及び議案第42号柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

町が設置しています2カ所のデイサービスセンターは、運営を社会福祉法人常盤福祉会に委託する方法でデイサービス事業を実施してきました。平成12年から介護保険制度が始まり、老人福祉サービスを提供する民間の事業者も着実に定着してきたため、町が直接の設置主体として老人デイサービスセンターを設置していることは民間事業所との競合を生む状況となっており、

そこで、町が老人デイサービスセンターの設置主体から撤退し、施設の無償譲渡及び使用許可によって同事業を民間の法人に移行することにより、町内の適切な老人福祉サービスの向上に寄与できると考えております。このことから、今回、柴田町デイサービスセンター条例を廃止し、関連する柴田町地域福祉センター条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、詳細説明をいたします。

議案第41号柴田町デイサービスセンター条例を廃止する条例及び議案第42号柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例の2本の条例について、関連がございますので、一括して説明申し上げます。

現在、柴田町が設置主体となっている老人デイサービスセンターは、柴田町デイサービスセンター条例の規定によりまして、さくら苑、まごころホームの2カ所であります。老人福祉施策の必要性が叫ばれた当初、デイサービスセンターを町が施設を設置し運営を常盤福祉会に委託する方法でサービスの提供を行ってまいりました。その後、介護保険制度も始まって12年が経過し、老人福祉サービスを提供する民間の事業者も着実に定着してきたところであり、現在、町内のデイサービス事業所は12カ所となっております。そのため、現在に至り町が直接の設置主体としてデイサービスセンターを設置した所期の目的はほぼ達成されたものと思われま

す。そこで、デイサービスセンターの設置主体としては柴田町が直接の当事者から撤退し、民間の法人に移行することとしました。

デイサービスセンターさくら苑ですが、船岡字迫28番地の3、社会福祉法人常盤福祉会の所有地の特別養護老人ホーム常盤園の敷地内がございます。施設は柴田町の施設ではありません。現在の設置主体は条例設置により柴田町であり、平成3年度から開設し、運営については、現在指定管理制度によりまして社会福祉法人常盤福祉会をお願いしているところであります。当初、町内でデイサービス事業を担える法人は常盤福祉会しかなく、常盤園との一体的運

営を図るためのマンパワーの活用や土地確保等から、常盤園の敷地内に設置を依頼した経過がございます。利用定員は25名で、事業種類は通所介護、デイサービス事業です。

デイサービスセンターさくら苑の民間移行の方法としては、社会福祉法人常盤福祉会への無償譲渡によるものといたします。

デイサービスセンターまごころホームについては、柴田町大字船岡字中島68番地、柴田町地域福祉センター内にある施設であります。現在の設置主体は、町設置条例によりまして柴田町であります。平成13年度から開設し、運営については、現在指定管理制度により社会福祉法人常盤福祉会をお願いしているところであります。利用定員は40名で、事業種類は通所介護、デイサービス事業です。

デイサービスセンターまごころホームの民間移行の方法としては、柴田町地域福祉センターのデイサービスセンター施設を社会福祉法人常盤福祉会へ使用許可制によるものといたします。

いずれも、現在、町が設置主体となり指定管理制度により常盤福祉会に管理運営をお願いしているものであり、平成26年4月1日以降の民間移行後については、常盤福祉会が切れ目なくサービスの継続を担うことで利用者への影響をなくしたいと思っているところであります。

そこで、デイサービスセンターの設置主体を民間に移行することによる柴田町デイサービスセンター廃止に伴い、柴田町デイサービスセンター条例を廃止するものであります。

また、柴田町デイサービスセンターを廃止することにより、柴田町地域福祉センター内にあるデイサービスセンターまごころホームについては、設置主体を民間移行することに伴い、デイサービスセンターに関係する柴田町地域福祉センター条例の一部を改正するものであります。またあわせて、現在、柴田町地域福祉センターの構成機関の実施状況から実施されていないヘルパーステーションと訪問看護ステーションを削除し、新たに訪問調査センターを加えるなどの構成機関の規定を整備するものであります。

議案書29ページ、ごらんいただきます。

議案第41号柴田町デイサービスセンター条例を廃止する条例であります。

条例について説明いたします。

柴田町デイサービスセンター条例を廃止する条例。

柴田町デイサービスセンター条例（平成2年柴田町条例第25号）は廃止する。附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。

続いて、議案書31ページになります。

柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例であります。

条例について説明いたします。

柴田町地域福祉センター条例（平成12年柴田町条例第26号）の一部を次のように改正する。

表の左の欄が改正後、右の欄が改正前であります。

第3条第1項に規定してある構成機関の第5号ヘルパーステーション、第6号訪問看護ステーションを削除し、新たに第4号として訪問調査センターを加え、第5号にデイサービスセンターを号の繰り下げを行うものです。これは、現在の柴田町地域福祉センターの構成機関の実施状況から実施されていないヘルパーステーションと訪問看護ステーションを削除し、新たに訪問調査センターを加えるものです。

同条第2項の、前項第4号の規定となり、訪問調査センターは柴田町社会福祉協議会が使用するものとするものであります。

同条第3項は、使用する事業者の条件を規定するものでありますが、ヘルパーステーション、訪問看護ステーションに関係する部分を削除し、新たにデイサービスセンターについて、介護保険法に基づく通所介護の事業を営む事業者であることを加えるものです。これは、デイサービスセンターがこれまで別に柴田町デイサービスセンター条例の規定により管理運営されていたものが、民間に移行することに伴い本条例に加えるものであります。

第4条の指定管理者による管理についても、これまで除いてあった「デイサービスセンター」を指定管理の範囲とするものです。

続いて、32ページになります。

第9条第5項の使用の許可に関係するものでありますが、ヘルパーステーションと訪問看護ステーションに関係する部分を削除し、新たにデイサービスセンターの使用期間を終日とするものであります。

附則であります。第1項は施行期日であります。この条例は、平成26年4月1日から施行するものです。

第2項は準備行為であります。この条例による改正後の柴田町地域福祉センター第9条に規定する使用の許可に関し必要な行為は、この条例の施行前においても同条の規定の例により行うことができるものです。これは、デイサービスセンターは柴田町デイサービスセンター条例によりまごころホームとして平成26年3月31日まで柴田町が設置主体であるものを、4月1日から民間法人が設置主体となって、切れ目なくサービスが継続し、利用者が困ることがないよう移行の手続を進めるため、準備行為として、改正後の柴田町地域福祉センターの施行

期日前においても使用の許可に関し必要な行為は行うことができるとするものです。

以上で詳細説明といたします。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 42号のヘルパーステーションと訪問看護ステーション、これはどこに行っちゃうというか、この文言がなくなるんですけれども、この施設はどこに行くのか、ちょっとそれ説明してください。

それから、訪問調査センターというのがあるんですけれども、これがそこに入って行くのかどうか。これひとつ説明をお願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

従来、地域福祉センター内にヘルパーステーションと訪問看護ステーションございました。それぞれ宮城県看護協会、また民間の事業所だったんですが、そのサービスをそこで行ってあったわけなんですけれども、それぞれの事業所の都合によりまして、例えばヘルパーステーションであれば角田とか大河原とか広域的なエリアということで、現在、大河原に場所を設定しております。失礼しました。今言ったのは訪問看護ステーションですね。ヘルパーステーションについては民間の新たに船岡の市街地に事業所を構えております。

認定調査センターは、介護認定の調査、また一部障害の認定の調査をも実施している機関であります。現在、社会福祉協議会にその業務を委託しているところです。従来のヘルパーステーションの使っていた部屋で認定調査業務を今行っておりまして、それを今度の条例の中に構成機関として盛り込むということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 訪問調査センターというのは認定だけにかかわるセンターになるわけですか。そういうふうに理解してよろしいんですね。はい。ヘルパーステーションと訪問看護ステーションは、訪問看護ステーションは大河原に統合されると。今大河原にやっているんですけれども、そこだけでやると。柴田町もその範囲内に入っています。ヘルパーステーションは民間ということで、削除ということ。わかりました。

○議長（加藤克明君） 質問と答弁をこちらを一応通していただきたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。2番桜場政行君。

○2番（桜場政行君） デイサービス、これ民間に委託することは反対ではないんですけれど

も、最近、デイサービスの利用状況、介護保険法が去年改正されて、そのデイサービスの時間が結構長くなっているんですよね。柴田町のデイサービスのそれぞれの施設の方たち。実際通所で行っている方たちが、長過ぎて、要するに椅子に座る時間が長過ぎて、とてもじゃないけどそんな6時間も7時間も椅子に座っている状況だということで、デイサービスを利用しない高齢者が結構ふえてきているのが事実なんです。だから、今回、常盤園さんにお任せするのはいいんですけれども、そういったことも含めて、もちろんそれぞれの施設のお金もうけもあるんでしょうけれども、現状をちょっと把握した上で、そういうことをできれば、恐らく課長あたりご存じだと思うんですけれども、そういうお話もちょこっとつけ加えていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） デイサービスセンターの業務内容といいますか、サービス内容ですけれども、施設に通ってもらって入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護の方法の指導など厚生労働省で決められた便宜のサービスを行うというものでございまして、それぞれのこれに沿ったメニューでサービスを行っているところでございます。ちなみに、例えばまごころホームですと、介護予防と通所介護ということで、利用者が79名で、1年間。これ平成24年度の数字ですけれども、8,393件ございます。そういうことで、さくら苑についても、これより若干下回りますがそれに近い数字ということで、非常にデイサービスセンターの実績というものが上がっている。

先ほど12カ所町内にあると申し上げましたが、定員総数カウントしますと1日に225名の人数になっています。ということで、非常に活発に行われているということなんですが、今のような状況、個々の体調の状況に応じて時間が長く感じられる方もおるということも、これについても今後サービス事業所との情報交換等でお話し申し上げていきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第41号柴田町デイサービスセンター条例を廃止する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第42号柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第43号 柴田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第6、議案第43号柴田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第43号柴田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

柴田町が行う後期高齢者医療については、柴田町後期高齢者医療に関する条例で定めておりますが、同条例第5条、第6条及び附則第2項では、保険料の督促手数料及び延滞金について規定しています。この督促手数料及び延滞金は、延滞金の割合など地方税法の規定に合わせて定めております。地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されましたが、その中で地方税における延滞金の割合などについての見直しがあり、平成26年1月1日から施行されることとなります。

これに伴い、本条例における保険料の督促手数料及び延滞金についても、柴田町税外収入督促手数料及び延滞金条例の例によるものとして地方税法と同様の取り扱いとするため、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） それでは、議案第43号の柴田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由で申し上げましたが、今回の改正内容は、地方税法の規定に合わせて本条例で定めている後期高齢者保険料の督促手数料、延滞金について、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、その中で、地方税における延滞金の割合などの見直し、延滞金の利率の引き上げになりますが、平成26年1月1日から施行されることに伴い所要の改正を行うものです。

議案書33ページをお開きください。

柴田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例です。

柴田町後期高齢者医療に関する条例（平成20年柴田町条例第5号）の一部を次のように改正するものです。

改正前が右の欄、改正後は左の欄になります。改正条文等については、改正後の欄により説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

第5条は、保険料の督促手数料及び延滞金について、柴田町町税条例を当てはめ適用している柴田町税外収入督促手数料及び延滞金条例の例によるものとするものです。

34ページになります。

第6条を削除し、第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げるものです。

次に、附則の改正になります。

延滞金の割合等の特例について規定している第2項が、改正後の本則第5条の規定により不要となることから、第2項を削除し、第3項、第4項をそれぞれ1項ずつ繰り上げるものです。

次のページになります。

附則になります。施行期日につきましては、この条例は平成26年1月1日から施行とするものです。

以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。改正することによって金額は変わりますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 金額のほうは、変わりはありません。

○議長（加藤克明君） 質疑ありますか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第43号柴田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第44号 柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第7、議案第44号柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第44号柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成26年4月1日からの消費税率改正に伴い、一般廃棄物の収集、運搬または処分に要する手数料を改正するほか、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、し尿くみ取り原価の見直し及び消費税率改正に伴う手数料の改正、並びに仙南地域広域行政事務組合で行っている動物死体処理手数料にあわせるため、犬、猫の死体収集処理手数料の規定を削除するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） それでは、柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、この改正内容は、平成26年4月1日から消費税率改正に伴い、一般廃棄物の収集、運搬または処分に要する手数料を改正するほか、所要の改正

を行うものであります。

改正の主な内容は、経済情勢の変化や諸物価の上昇及び消費税率改正に伴う手数料の改正、並びに仙南地域広域行政事務組合で行っている動物死体手数料にあわせるため、犬、猫の死体収集処分手数料の規定を削除するものであります。

主な変更内容について御説明申し上げます。

初めに、し尿収集、運搬及び処分の手数料の改正についてであります。現在、18リットルのし尿くみ取り手数料につきましては、18リットルにつき18リットル未満は18リットルとみなすということで、現行料金につきましては税込み89円から今回108円に改正するものであります。金額では19円、21.3%増の改正となるものであります。

今回の改正であります、現行のし尿収集、運搬及び処分に係る手数料は、手数料自体は85円、これに消費税相当分5%分を乗じた4円を加算した89円というのが現行の手数料であります。手数料85円につきましては、平成元年4月以来、25年間の据え置き状況であります。

なお、この柴田町し尿くみ取り手数料の推移につきましては、議案第44号関係資料に出ていますとおり、この推移を資料として提出しておりますので、あとごらんいただきたいと思っております。

今回、し尿収集、運搬及び処分に係る手数料について、経済情勢の変化や諸物価の上昇等から見直しを行った結果、18リットルにつき100円と改正し、これに消費税相当分8%を乗じますと8円となるものであります。したがって、し尿収集、運搬及び処分に係る手数料につきましては、18リットルにつき消費税込み108円に改めようとするものであります。

汚水等の処理方法としましては、下水道による処理、浄化槽による処理、し尿くみ取り等による処理を行っているところでございます。平成24年度の浄化槽等による汚水処理状況について申し上げますと、平成24年度の人口3万8,566人に対し公共下水道整備済み人口2万8,796人で、公共下水道人口普及率は74.1%です。公共下水道整備済み人口2万8,796人のうち水洗化済みの人口は2万6,223人で、行政区域人口の68%となっております。また、合併処理浄化槽人口5,762人と公共下水道整備済みの水洗化済み人口2万6,223人と合わせますと、現在、汚水処理されている人口が3万1,985人となり、汚水処理人口普及率82.9%となっております。

一方、し尿につきましては、単独処理浄化槽による人口が1,239人、し尿くみ取り人口5,342人となっております。今後、下水道、浄化槽による汚水処理を進めてまいります、まだまだし尿処理が必要な地域があるところが現状であります。

今回、し尿収集、運搬及び処分に係る手数料について、経済情勢の変化、諸物価の上昇等か

から見直しを行い、さらに消費税のアップもあり改正を行うものであります。

次に、犬の死体、猫の死体の収集処分手数料につきましては、現行の1体につき犬の死体の収集処分手数料が2,728円、猫の死体収集処分手数料が2,014円と定めているものであります。しかしながら、現行の角田衛生センターにおける動物焼却処分に係る手数料につきましては、平成13年2月27日以降改正が行われ、犬、猫の区分がなく7キログラム未満、7キログラムから15キログラム、15キログラム以上の3区分に変更となっており、本町の条例で区分している内容と不一致の現状であります。また、処分手数料につきましてもそれぞれ3区分ごとに処分手数料が規定されており、この内容につきましても、現行の本町の収集処分手数料と相違が生じている現状であります。

つきましては、犬、猫は多くの場合愛玩用動物として飼われており、亡くなった場合、飼い主がみずから角田衛生センターへ出向き直接焼却処分されているのが現状であります。また、町内に新たに動物専用の火葬施設が立地したり、直接衛生センター等へペット等が亡くなった場合持ち込まない場合、民間の業者の方が代行して行うなどの体制が整っており、現在のところ、犬、猫の死体収集処分の依頼の実績はない現状であります。時世に応じまして現行の犬、猫の死体収集処分手数料の規定を削除するものであります。

以上のような主な理由から、今回、柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定を行うものであります。

それでは、議案書37ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第44号柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（昭和47年柴田町条例第22号）の一部を改正する条例です。

一般廃棄物処理手数料の第5条第1項及び許可証の交付の第8条第1項関係についてですが、これにつきましては文言の整備であります。

次に、一般廃棄物処理業の許可の有効期間を規定している第9条関係についてですが、法第7条第1項において、一般廃棄物処理業の許可の有効期間を2年と規定していることから、本町条例において改めて規定する必要がないことから、今回、第9条を削除するものであります。

議案書38ページをお開きいただきたいと思えます。

次に、第5条関係の別表についてですが、この改正では、改正前の区分・し尿、収集とあるのを、種別・し尿、取扱区分・収集、運搬及び処分をするときとし、単位・18リットルにつき（18リットル未満は18リットルとみなす）、手数料・89円とあるものを、手数料・18リ

ットルにつき108円に改正し、ただし、18リットルに満たない場合は18リットルとみなすというように、わかりやすい表現に改正するものであります。

また、改正前の別表のし尿以外の区分として、犬の死体収集処分1体につき2,728円、猫の死体収集処分1体につき2,014円と定めておりましたが、先ほどの主な変更理由でもご説明申し上げた内容のとおりでありますので、今回の改正により、別表の種別、取扱区分、手数料とも削除するものであります。

附則。この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。11番広沢真君。

○11番（広沢 真君） 議案第44号のそのし尿処理にかかわった部分でお聞きしたいんですが、まず、このし尿処理にかかわる部分で、消費税が税率アップすることによって生じる経費の掛かり増しという部分はどれぐらいになるのかということ。

それから、先ほどの提案の中にし尿処理を利用されている方の人数も出されていましたが、その中で、例えば高齢者世帯あるいは低所得世帯がどれぐらい含まれているのか、資料があればお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 今回の消費税の掛かり増しということではなくて、先ほどもご説明申し上げましたとおり、現在、このし尿くみ取りの手数料、現行85円、これに消費税が加算されて現在89円になっております。この消費税改正に伴ってこの消費税が増すから改正するのではなくて、現在し尿収集している業者さんにつきましては、町がし尿収集の委託をしております。それで、現在、この89円ではもう営業が事業として成り立たないという状況にもう陥って、非常に困っております。町としてもやはり25年間このようにし尿収集を委託しておりますから、安定的に適切に処分をしていただくためにも、し尿委託という町の委託という業務であることから今回手数料の改正で行うものであって、消費税が加わるから改正するという内容ではございません。し尿の収集業務をきちっとやっていただくための手数料の改正ということであります。

2点目のし尿処理についてであります。高齢者、低所得世帯が、し尿の今くみ取りを行っている世帯がどのくらいあるかというのは現在わかりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 済みません。今のご答弁だと、消費税がかかわって値上げするのではな

いということになると、これは下手をすると利用者にとっては便乗値上げじゃないかというふうに言われる可能性もあるんですが、その点についていかがですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 今回あくまでも便乗値上げというよりは、そういう観点ではなくて、今回、し尿の委託を行っている中で、従来であれば、状況を見ますとご説明、資料の中にもありますとおり、5年に1回ずつは適宜見直しを図ってくみ取り料の改正を行ってきておりました。たまたま今回消費税の改正と同時期に相まったということで、今回、手数料については消費税も加わるということで改正しております。町としては委託に見合った委託ということで、県内の状況を見ても、柴田町の手数料については非常に下で低い状況です。隣接の角田、丸森とか七ヶ宿とか周辺町村あるわけですけれども、もうそこは144円ということで収集されておりますし、柴田町で現在行っている業者さんの収集手数料とはまるっきりかけ離れた金額になっております。事業をやる上であってもきちっと営業が成り立つようにやっていないと、収集する業者さんがこれでは町の委託を受けて収集できないということになってまいりますので、今回手数料を見直したということでありませう。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 委託業者の民間の民業を圧迫にしないよということの配慮はわかるんですが、じゃあなぜこの時期なのかということをおっしゃるを得ないと思ふんです。関係資料を見せていただいても、これまで平成元年度の消費税3%のときと平成9年度の消費税5%、そして今回消費税8%に上げるというのは、まさに消費税と連動して上げているということだと思ふので、その点で、説明するときにも気をつけたほうがいいと思ふのは、率直に言えば、今のご答弁だと便乗値上げとしかとれないので、その消費税が値上げにかかわっているということについてはきちっと言及すべきだろうと思ふます。それを前提に置きながら、しかし、やはりこのし尿処理にかかわるところで言いますと、皆さんもちょっとそのし尿処理をされている方の世帯のイメージを浮かべていただきたいと思ふのですが、現状で当然下水道が普及されていない地域の方が多く含まれていると思ふますが、その中でも特に高齢者世帯で、特にもうこれからの生涯で水洗化する必要ないと考えておられる方や、あるいは低所得者で水洗化されていない借家などに住まわれている方も少なからず含まれているというふうに思ふます。その部分に対して今回の値上げというのは非常に影響が大きいというふうに考えるんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 確かに手数料ですので、値上げをせずに済むというのは、担当課としても十分理解しております。ただ、現状で委託ということが続けた場合、業者のほうからは、残念ながらもう廃業せざるを得ないというところまでも来ております。これ事実です。隣接町村の衛生担当課長にもお伺いしたんですけれども、同様に今低価格になっているところのし尿くみ取り業者さんは、もう営業が成り立たない状況になってきているという現実を確かに訴えているそうです。柴田町におきましてもきちっと委託とすることですから、委託に見合った委託料を支払うという観点から、今回委託料を見直しせざるを得なくなったという状況で、非常に高齢者であるとか低所得者、その方々につきましては、今回たまたま柴田町ではこのし尿くみ取り手数料が値上げになりますけれども、それ以外でも消費税絡みで値上げになって大変だというのは十分実情はわかります。ただし、一方では、こういうし尿くみ取りというのも適切な委託に見合った委託を行わなければならないということもありますので、今回改正させていただいたというところでございます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 確かに今言われたようにタイミング的には悪いんだろうというふうには思うんですが、平成元年に変更以来、今日までというか25年になるということ、ここまで放置されていたとは、ちょっと言葉はきついですけれども、なぜこれが途中で改定されることがなかったのかということ、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 平成元年度に手数料本体自体を改正して以来25年間改正されてこなかったということで、私も今回改めて県内の状況を調査したところ、大きなもう開きが出ていたということで実はびっくりしたのが現実です。これほど手数料というのが差がついてたというのはびっくりしたのも現実で、ほとんどの自治体は委託じゃなくて許可制をとっております。許可制をとるということは、事業者が自分の営業収益に見合った手数料を取って構わないということになっていますので、大幅に委託をしている自治体と許可制をとっている自治体で大きな差が出ております。

さらに、今回燃料費のほうも相当上がっておりまして、例えば軽油でありますと、平成2年に軽油1リットル71円というのが平成25年10月21日が136円ということで、もう91.97%の大幅な増ということで、燃料費自体も大幅なアップ。またガソリンにつきましても、1リットル平成2年に122円が平成25年の10月21日には157円ということで、最近若干下がってきたようですが、高値で続いていて、その毎日収集運搬する際の燃料代にも相当かかって大変だとい

うことがありますので今回見直しをさせていただいたということで、多分今まで放置してきたということじゃなくて、それぞれに見直し時期に検討はされてきたのだと思いますが、改正がされてこなかったということではないかと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。ただ、だから、結果的には見直しされてきたといっても現実はなってこなかったということでは、そういうふうに言われている部分はしょうがないかなというふうなところはあるのじゃないかと。

それで、この別添資料を見ると、丸森、角田とかが144円ということで、今回100円ですか、消費税入れても108円ということで、それでもまだ35円そこらの開きがあるわけですね。そういう中で、仙南はこの資料でわかりますように、もしわかれば県平均でその辺がどれくらいになっているかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 県内の状況を見ますと、一番高いところで279円というのが仙北の自治体であります。200円を超えているのが仙台より北の自治体で、279円、241円、230円、226円、207円という200円超えの自治体がこのようにあります。それ以外はほとんどは100円から180円とかの間であって、非常にくみ取り手数料としては県内全体としては高目で推移しております。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○13番（水戸義裕君） そして、今の県の平均、わかりました。し尿くみ取りの車だけでなくごみ収集の車も同じ会社でやっているというふうなことで、そういった意味では、いわゆる輸入に頼る油、つまり燃料費が高騰ということですよ。私も会社員時代に物流部門にいたものですから、燃料代が上がると即運送屋さんの死活問題ということで、運賃の値上げという要請があったというふうなことを経験してきていますが、そういった意味では、当然車を走らせて収集するということでは大変だろうと。その辺の実態は先ほど話がありましたけれども、このごろではそういうこと、例えば業者のほうから、いや、大変なんだと言ったり、その油代だけでもそういうことがあったのかどうかということと、いずれ水洗化率が82.9%ですか、全部で。し尿くみ取り、我が家でもやっているところがあるので大変なのはわかっているんですが、そういったことで、人数が少ないからどうのこうのじゃなくて、そういう平均からもいきなりかけ離れているというところなので、その辺の油代とかのことについて、実態がわかったのはいつかというよりも、その辺について話を聞きたいと思います。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 町内のごみ、し尿を委託している業者さんとは定期的に情報交換をしております。町のほうではごみの問題、し尿の問題、いろいろ行政区長さん、町民の方々からいろいろなご意見をいただきます。それにはやはり町と業者も一体となってやっつかないと苦情だけ発生いたしますので、その都度いろいろな意見が出た場合は改善しようということで、意見交換会を今年度は重点的に行っております。その中で出てきたのも、やはり燃料についてはもうどうしようもないくらいの価格で、どんどん値上げになって維持管理が大変になってきていると。

もう一つは、し尿くみ取りをする同じ事業者内の社員なんですけれども、例えば今、委託業者さんはごみをやったりし尿をやったり浄化槽をやったりするんですけれども、ごみと浄化槽のほうには仕事のほうはつくんだそうです。ところが、し尿ということになるとつかない。または、人が定年になってハローワークに出すと、し尿ということで、1回来るんですけれどもすぐやめてしまう。または応募者もない。このような状況の中では賃金も上げられないし、経営も圧迫しますし、どうしようもないと。さらに今非常に言われたことは、町でもいろいろなイベントが出て、土日、祝祭日、例えば仮設トイレなんかでもすぐ満杯になるのでくんでほしい。そうすると、職員には、当然休日出勤になりますので、時間外は割り増しで出さなければならない。町のほうには十分協力いたしますので、その辺もご理解いただきたいというご意見がありました。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ございますか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目ですけれども、先ほど便乗値上げということが出て課長がいろいろ説明しましたけれども、国も8%、10%というふうに消費税上げるときに、やはりいろいろ物価が上がらないように監視すると思うんですよね。それが課長は便乗値上げではないと言いますが、やっぱり町民からすれば、25年間、先ほどから質問いろいろ出ていてこのし尿の手数料に関して言えば値上げというのがなかったのが、やはり今回の今度の消費税上がるというときに出されたということで、便乗値上げというふうに私は感じるのではないかと思います。そしてまた、国がそういう国全体として監視する中で、地方自治体が業者の実情を考えてというのはわかりますけれども、町民がそういうふうに便乗値上げじゃないかと感じたとき、町として本当にどう思いますか。これが1点目です。

それから2点目、先ほどから課長の説明の中で、今このし尿のあれが町が委託というふうに言っていますけれども、じゃあ委託している業者が今何社あるかですね。なぜこれを聞くかと

いうと、何年前か忘れまして、たまたま知り合いの町外の業者の方から、いや、舟山議員さん、柴田町に参入したいんだけどなかなか認めてもらえない、実情を聞いてくれ、確認してくれというようなたしか相談だったと思うんですが、そういう意味で、今町が委託している業者、町内優先ということで町内だけなのか、場合によっては町外の業者もあるのかどうかです。

先ほど9条を削除するというのは国の法律で決めているから削除するんだと、町の条例で改めて決めなくてもいいというような説明ありましたけれども、私は逆に、何かこの有効期間が2年というのは、そういう何か町が委託するときの何か一つの基準みたいにしてあるのかなという印象を持ったので、ちょっと改めてそこをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 1点目でありますけれども、先ほどもお話ししましたとおり、たまたま今回消費税の改正と同時期になりましたけれども、いつかの時点ではこのくみ取り手数料の改正はしなければならないと考えていたところでありました。その時期がたまたま今回の消費税の値上げとなる時期と重なったと。さらには、例えば4月から改正するためには最低も12月議会には上程しないと間に合わない。今後、住民に対する周知期間もありますので、それらも含めて今回値上げをさせていただいたところでもあります。

あと、2点目の町の委託業者ですけれども、あおば衛生社、柴田衛生社、渡辺清掃社の3事業所です。それで、多分町内外から参入したいというのは、浄化槽の収集運搬、または清掃のほうの参入を計画されているのではないかと思います。町のほうでは現在どんどんし尿の収集量が減ってきておりますので、改めて3業者以外に業者をふやしてし尿収集委託するという状況ではありませんので、この委託の部分についてはふやす考え方は現在ないところでもあります。

また、第9条の関係ですけれども、これは一般廃棄物の収集運搬処理業の許可ということで、例えば営業用のごみを処理すると、またはその浄化槽も清掃したいといった場合には、これ一般収集運搬の許可が必要ですので、それは廃棄物処理法の中できちっと規定されていますね。例えば町で条例で規定すべきということは、法律で規定されていない部分を補うために町条例で規定すると。今回、条例改正の中でこの点も気づいたものですから、改めて9条を町の条例の中に規定していなくてもこの許可期間については法で規定されていますので変わらないことから、今回削除して、条例を整備するという内容でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 手数料について、課長が先ほど県内のいろいろ状況で200円台とかがあったんですが、逆に言うと、今まで25年間、85円プラス4円というようなことでできていたというのが、業者のほうで町に値上げしたいと言っても認められないというような状況判断というのが例えばあったんでしょうか。そういう意味では、将来許可制にすることも考えていると言ったんですかね。今は町が委託というやり方だけれども、例えば許可制になれば、業者からするとそういう手数料の増減ですね、値上げする。下げるということはないんでしょうけれども、ちょっとその実情、今まで消費税込みで89円であったのというのが、そういう町が抑えてきたというようなところがあるのか、逆に。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 25年間手数料が変わらなかったということで、ちょっと詳しい経過は、歴史的に25年も経過しておりますから詳細はわかりませんが、多分その都度何らかのアクションは起こしていたのではないかと思います。今実際に実情を町内の業者さんと定期的に意見交換をしている中では、もう廃業しなければならぬくらいにもうせっぱ詰まっているというような状況を本当に訴えられたものですから、これはまずいと。また、災害、例えば今回の東日本大震災時も仮設トイレであるとか、または下水道だのし尿があふれたといった場合についても、いち早く対応したのが町内のこのごみとかし尿をやっている業者さんです。この方々が廃業していなくなった場合、町がいざ災害だ、いざいろいろなイベントで協力してほしいと、土曜、日曜、祝祭日もどんどん事業がある、そういうときも手伝ってくださいと言われてもそういう業者さんが営業成り立たなくていなくなってしまう。または、町外から参入したいといっても、多分今のような料金体系では参入はないと思います。

このようなことから、今回、非常に消費税のアップの時期と相まって町民の皆様には申しわけありませんけれども、今回改正させていただくと。あと、将来、許可制ということがあります。この許可制については、多分下水道がどんどん進んでいって、もう委託料を支払ってもなかなか難しいだろうというときには許可制にいくんだと思います。また、その場合は、多分委託をやっていた場合でもなかなか採算とれなくなりますので、その場合は、多分町のほうで財源をある程度プラスして委託が間に合うような形になるのかなと思います。今許可制にやると多分ほかの町村のように大幅なし尿くみ取り料の料金アップになってしまいますので、それは当分許可制には移行しないという考え方でございます。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 順序が逆になってきたんですけれども、町が委託するというのは何年ご

とに委託するのかということと、そのときの手続ですね。例えば町で考えている今で言う手数料、消費税込みで89円におさまるように見積もりとか申請しなさいということなのか。その更新のときに逆に業者の状況を聞いて、例えば人件費だ、車代だ、ガソリン代だで、例えば今まで25年間、業者のその実情を見たらやっていけないという。逆に言えば89円でやってこれたんだという町が認識というか、だから、逆にこのままずっと25年間手数料できた。先ほどから課長は業者が大変だ大変だと言うけれども、89円で25年間来ていたわけですよ。だから、私、委託の更新の手続を聞きたいんですよ。その89円でやれるように書類を出せということなのか、それに適用する業者だから委託しているということなのか。ちょっとそこですね。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） これにつきましては、一つの考え方だけで考えるとそういうふうになると思いますけれども、実は、柴田町のこの3つの業者につきましてはごみとし尿、町の委託であればごみとし尿です。さらに、その許可では浄化槽というのも持っています。そこで何とか全体的なごみとかし尿とか浄化槽とかその中でやりくりをしてきたんだと思います。それで、例えば会社の事業所の中身で、どんだんし尿のほうが赤字をぶつと会社自体の存続にも影響してくるということで、何とかごみとかし尿とか浄化槽の中で会社経営全体の中でしのできたんだと思います。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。何か聞けば聞くほど業者の方に随分我慢していただいたと、上げざるを得ないんだなというのは、そこはわかります。

それで、ちょっと観点を変えて、水洗化世帯だとし尿の処理に大体どのくらいかかっているんだろうという試算はしたことありますか。そうすると、比較をすれば住民の方への説明でも、このくらい水洗化世帯ではかかっているんですよという比較もあれば納得していただけるかなという気もするんですけども、いかがでしょう。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 例えば下水道が普及しているところについては上下水道使用料ということでお支払いしておりますので、月々その料金の中に含まれております。また、浄化槽のあるお宅につきましては、例えば当初は法定検査というのが初年度7条検査というのがありますので、それらがあつた場合については初年度は6万円かかったり、次の年からは定期的な点検だけで済むので5万で済んだりいたします。維持管理につきましては、浄化槽設置した場合については、町からのもし補助金があれば補助をして設置して維持管理をしていくと

いうことでありますけれども、浄化槽にしても下水道にしても毎月それぞれの手数料がかかっているわけです。あと、くみ取りをした場合については、今各お宅の便槽にもよると思いますけれども、その便槽と家族の状況に応じて、それぞれ排出量に応じて18リットルにつき89円のし尿くみ取り世帯はお支払いをするということで、必ずし尿処理をしている世帯でもかかりますし、下水道の世帯でもかかりますし、浄化槽を設置していれば浄化槽での維持管理もかかるという状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） それで質問したかったのは、実際に下水道を使っている世帯は全体で払っているから、し尿処理にどのくらいかかっているかなんて全然わからないわけですよ。でも、担当課とすれば大体このくらいであろう、何分の1であろうというやはり試算をして、下水道を使っている世帯、浄化槽を使っている世帯だとどのくらいになっている、し尿くみ取りをしてもらっているところだとどのくらいという比較もあったほうが皆さんに理解してもらえるかと思うんですが、そういう試算はしたことないですか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 今の水洗化した場合にどのくらいの金額で、くみ取りの場合はその何分の1だということでもありますけれども、それについては今まで確かに試算はしておりませんでした。今後、町民の方々に、条例がもし可決されて改正された場合につきましては、住民の方々にきちっと答えられるようにしていきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。

○15番（白内恵美子君） 説明としてやはりそういうことは必要だと思います。そうでなければ、普通に考えてやはり20%の値上げって本当にもうつらいですよ。ただ、それが、じゃあ水洗化しているところと比べるとどうなのというところもわかればある程度納得していただけるかと思うので、ぜひ試算してみてください。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありますか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 20%の値上げということになりますと、やはり下水道が行っていないところなわけですよ。すると町のほうもかかわっているわけです。ですから、これは一挙に20%、これ高いなこう思います。

それから、これ8%で、10%のときにはどうなるのかなと。これまたすぐに値上げするようなことになるのかどうか、これも聞いておきたいと思います。

それから、改定してこれなかった理由ね。あなたたちも聞いているか見ているかわからない

けれども、議会も責任があったんですよ。議会が予算、決算のときに上げさせないような雰囲気だったんです。ですから、できなかったんです。それは私たち3期目以上の人だったらわかると思います。

それから、犬、猫の衛生センターで今処理していただいているわけですが、これは、広域に移ったときこれはどうなるのかと、これを伺っておきたいと思います。広域に新しい処理場ができますね。広域の新しい処理場ができたとき、これがどういうふうになっていくのか。犬、猫の死体処理ですね。私、広域で議論したときはこれは継続してもらいたいということで、一応向こうでは事務方としてはオーケーというふうになっていたんですけれども、これが今衛生センターなくなったらどうなっていくのか、それを聞いておきたいです。

それから、先ほど課長、ごみのことでも集まって会議をやっているということで、ついだから今いろいろ案件見ましたら、ほかのところでごみのことで出てくるところないものですから、関連があるのでひとつ聞いていただきたいんですけれども、アパートのごみですね。これ何とかならんかなと。私、あのごみの日、毎日前のアパートのを処理しているんですよ。私、自分の黄色い袋持って行って集めて、捨てる必要ないんだけど、カラスが来て、猫が来て、全部散らかしている。風が吹くと自分のところにみんな吹っ飛んでくる。これじゃあやはりだめだということで、朝ごみ投げしたとき入れるんです。これやはり営業ですよ。アパートというのは金もうけなんだから。やはりオーナーにきちっと応分の負担をさせて、それでこれはやるべきだ。町から分離してやらせるべきだと思うんですけれども、そういう会議をやっているところあると聞いたものですから、皆さんにひとつご報告をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） まず1点目、当然町内全て下水道が行くということはありません。下水道の計画区域に入って初めて事業認可を受けて整備されていくということでもありますので、最後にくみ取りという世帯は残ってまいります。また、浄化槽が設置されればそのくみ取り世帯も解消されていきますけれども、全て浄化槽、下水道になるとは限りませんので、確かにその20%今回値上げになってしまっておりますことに対して大変申しわけなく思っております。今回の値上げについては、精査した中でどうしても改正せざるを得ないという実情で値上げになったところであります。

あと、今の国の動きからしますと、平成27年10月に消費税率10%ということが今叫ばれております。この時点につきましては、この時点で再度値上げをすべきかどうか検討が必要だと思

います。

あと、その次の犬、猫の関係ですけれども、多分（仮称）仙南クリーンセンターができた場合の取り扱いだと思いますが、新センターができたときに、角田衛生センターの中で今動物の焼却処理をしておりますけれども、今担当課の私のほうとしては、このクリーンセンターができた場合でも動物の焼却がきちっとできるようにやっていただきたいということで業務課には話しております。

あと、最後にごみの問題が今回出ましたけれども、実は、町民環境課のほうでもこのアパートのごみ処理問題については苦慮しておりまして、行政区長さんとも連携しながら今対応していることをご報告申し上げたいと思います。

アパートのごみを適切に処理したいということで、8戸以上新たに設置する場合についてはアパート専用のごみ収集所を設置していただくようにしております。ただ、設置したから全てが解決するかというと、解決はいたしません。そこで、アパートのごみの問題をどう解決したらいいかということで、具体的に動きを持ちました。町内の2つの主な管理する不動産業者さんがおりますので、その不動産を管理する業者さんと町の公衆衛生組合連合会の役員さんと、まずはアパートの適切なごみ収集処理をどうしたら適切にいくのか、常に町民の方からご意見、苦情等を受け付けている区長さんのほうから生の声をアパートの管理をしている業者さんのほうにお話ししていただいて、またアパートを管理している業者さんはどういう形で今管理を受けているか、そしてどういう問題があるのか、どういうことであれば協力できるのかということで、現在そういう会議を持っておりますので、今後継続してアパートのごみ対策が行われるようにやっていきたいということで、現在、継続で実施しているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 平成27年の10%になったとき検討しますと言っている。検討したい。一般質問のときの「検討します」というのは、しないことを言うんですね。これは、10%になったらやはり上げざるを得ないのかなと思うんですけれども、できるだけ極力検討しても余り上げないようにひとつご検討いただきたいと思います。

それから、浄化槽の検査と、1年目は6万、その次から5万と言っていますけれども、これ浄化槽の設置のとき町からの補助をいただきますけれども、それからの検査については町は管理していますか。それも聞いておきたいと思います。

それから、8戸以上、現在検討されているということですが、これももう少し下げられませんか。8戸というとそんなにないと思うんです。例えば6戸とかそのぐらいでもいいんじ

やないかなと思うんですね。もう一度議会のほうに提案したとき議論されると思うんですけども、私はそういうふうに考えるんですけども、お伝えしておきます。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 1点目の、平成27年10月には今度8%から10%に改正で上がっているということでありますので、ここにつきましても、当然10%になったときにどう上げるべきなのか、上げざるべきなのか、いろいろその現状を見て値上げについての検討をして、もし値上げとなれば議会のほうに当然条例ですから提案するようになりますので、もし上げるとしても極力上げ幅を少ない形でやっていきたいというふうに思っております。

あと、次に浄化槽の関係ですけれども、浄化槽については当然宮城県の法定検査の委員会がありますので、そちらのほうと連携とりながら浄化槽の適切な管理が行われるように行っております。また、町内の浄化槽の検査を行っている業者さんもおりますので、そういう方々と連携を図りながら適切な管理をできるように努めてまいりたいと思います。

また、3点目の8戸以上のアパートとありますけれども、現在、町内には700以上のごみ集積場があります。場所場所によって交通の安全に、また周辺の環境にも配慮しながら、地元の行政区長さんと協議をしながら、またはそのアパートの管理者、所有者の方々と安全に適切に処理されるようにしております。8戸を6戸、6戸から4戸となりますと相当数がふえてまいります。また、周辺にアパートが建った場合であっても、周辺で余りごみの量がなくてそこでも一緒に処理されるといった場合については、それは地元との協議になるので、地元が了解すればそういうアパートが建った場合であっても、地元の了解でじゃあここで一緒になって処理しましょうということもあります。現時点では8戸ということでやっておりますので、この辺については今後、推移を見ていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 1点目の下水道の浄化槽の件ですけれども、業者さんと打ち合わせしながらやっていくということなんですけれども、浄化槽を使っているところのこれは本当にわかっているんですか、全部。わかりますか。間違いなくやっていただきたいと思います。というのは、毎年の浄化槽検査、これ断っている人結構いるんですね。しなくていいよと。ですから、恐らく業者さんも浄化槽の検査をやりたいんですけどと言われて、町は関係ないから、断ればそれで済んじゃうと。そういうところになっておりますから、本当にきちっとやっていただきたいと思います。

それから、ごみのほうは確実に進めていっていただきたいこう思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁もいただきたい。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 浄化槽につきましては、浄化槽の設置台帳というのがありますので、これで把握しておりますので、あと浄化槽の管理している業者、または県の法定検査センターのほうと連絡をとりながら適切に管理するようにお願いしていきたいと思います。

また、町の広報誌等を通じまして浄化槽の適切な管理をしていただくようにPRしていきたいと思っております。

また、ごみにつきましては確実に処理しなければならないと思いますので、今後とも適切な管理ができるようにやっていきたいと思います。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。11番広沢真君。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。私は、この議案第44号の特にし尿くみ取り原価の見直しにかかわって反対討論したいというふうに思います。

皆さん今までお聞きになったとおり、私は質疑のときに便乗値上げという厳しい言葉を使わせていただきました。しかし、その厳しい言葉以上に感じていたのは、実は、その44号関係資料でこれまでの手数料の変遷を見て、課長は謙遜しておられましたけれども、その都度見直しをかけた上で、歴代の担当者、現在の課長も含めて、恐らくは利用者の経済状況をおもんぱかりながら値上げを抑えてきたというそういう背景があるのは百も承知であります。

そして、先ほどの質疑でもできる限り明らかにしようと思ったのは、今回のし尿処理にかかわる対象者となるべき町民が、その中に多くの低所得者や高齢者世帯を含むということであり、その方々に対して、来年4月からの消費税の増税が今の現時点では予定されている中で、さらなる追い打ちにならざるを得ないという結論であります。そしてまた、業者の方がこのタイミングで経営が大変だから何とかしてほしいと言ってこられたのも、想像ですが、恐らくは来年からの消費税増税の掛かり増しの部分をどうするかという点で考えて、何とかならないかという苦しさの中から出てきたものであるとも当然想像できます。その点でどちらもやはり守らなければならない対象であると思います。低所得者や高齢者の世帯、社会的に弱者と言われる方々の世帯もそうだし、町をこれまで人が忌み嫌うような仕事であっても安い料金で支

えてくれていた業者さんに対しても、応援をしなければなりません。その点で、私はどちらも立場が立つ方法をぜひ町にとっていただきたいというふうに思います。

先ほどの町民環境課長のご答弁の中に、いずれ値上げも委託料もどうしてもなくなったときには委託料にさらに上乘せしてという言及がありました。そういう方法がとれるという考えがあるのであれば、タイミングは、流行語ではないですが、「今でしょ」と言いたいです。やはりこれからの経済状況を考えた場合、消費税増税を後から正当化するために経済対策などがさまざま言われております。

しかし、その経済対策なるもの、国の政策は、残念ながら高額所得者やあるいは大企業の資産をふやすような中身にしかつながないというのが明らかであります。現在でもアベノミクスと言われていた経済政策は、私たち庶民のところにはほぼ効果の実感なく受けとめられていると思います。そういう状況だからこそ、町は今回のし尿処理の手数料に当たっては、利用者に転嫁をしない形での解決を望みます。

以上の理由から、私は議案第44号に反対の立場を表明いたします。同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） ほかに討論ありませんか。15番白内恵美子さん。確認しますけれども、今反対のほう。

〔15番 白内恵美子君 登壇〕

○15番（白内恵美子君） 15番白内恵美子です。議案第44号柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論いたします。

今まで25年間、手数料が85円という業者に本当に我慢していただいた金額でずっと続けてきたということは、やはりここできちんと業者が続けていける金額を支払わなければならないのだと思います。それで、今回20%近い値上げというのは本当に利用者にとっては大変なことだとは思いますが、きちんと説明した上で、それで値上げせざるを得ないと思います。

ただし、広沢議員からも出ておりますように、低所得者、高齢者世帯への配慮は必要だと思います。それで、この条例が議決後に、できれば低所得世帯への救済措置を考えていただきたいと思います。みんながみんな20%上がって払えるわけではないと思います。本当にいつもまさかトイレを満タンしておいの中で生活するようなことがあっては大変ですから、やはり低所得者への救済は考えるべきだと思います。

それを条件として賛成いたします。同僚議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（加藤克明君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第44号柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

11時30分再開いたします。

午前11時15分 休 憩

午前11時30分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第8 議案第45号 柴田町営住宅条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第8、議案第45号柴田町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第45号柴田町営住宅条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

現在、柴田町の町営住宅に入居するためには、公営住宅法などの規定に基づき、現に同居しまたは同居しようとする親族があることが条件の一つになっていますが、その例外として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定されている一定の要件を満たす被害者などは、単身でも町営住宅に入居できることになっています。このたび、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が公布され、適用対象の拡大が図られましたので、その法律の規定を引用している柴田町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） それでは、議案第45号柴田町営住宅条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

提案理由で申し上げましたが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成25年7月3日に公布されまして、適用対象の拡大が図られました。その法律の規定を引用している柴田町営住宅条例の一部を改正するものです。

これまで事実婚を含む配偶者と元配偶者の暴力に限られていた対象が、生活の本拠をともにする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者に拡大されたものを受けたものでございます。

それでは、議案書39ページをお開き願います。

柴田町営住宅条例（平成9年柴田町条例第21号）の一部を次のように改正するものです。

左の欄には改正後、右の欄には改正前を示しております。

第6条の2、入居者の資格の特例です。改正後は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」というふうに上位法の文言に合わせるものでございます。あわせて、5号の後段になりますが、「または配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」ということで、これは法律の準用を規定している条項を改めて加えるものでございます。

以下の、ア、配偶者暴力防止法第3条第3項第3号、ここの後ろにも括弧書きで「配偶者暴力防止法等第28条の2において準用する場合を含む」。後段になりますが、一時保護または配偶者暴力防止法等第5条、括弧書き「配偶者暴力防止法等第28条の2において準用する場合を含む」という文言を加えるものでございます。

40ページをお開きください。

イ、配偶者暴力防止法等第10条第1項、括弧書きです。「配偶者暴力防止法等第28条の2において読み替えて準用する場合を含む」という文言を加えるものでございます。

第38条につきましては、町営住宅の明け渡し及び検査ということで、これは引用条項の修正を行うものでございます。修正後は、第54条第1項に規定する住宅監理員または町長の指定する職員の検査を受けなければならないとするものでございます。

附則です。この条例は、平成26年1月3日から施行するものでございます。

詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 提案理由の中に、町営住宅に入居するためには公営住宅法などの規定に基づき、現に同居または同居しようとする親族があることが条件の一つになっているとあるんですけども、この「または」のところからなんですけれども、これごと、例えば一人で入るということも可能なんですか。近くに同居しようとする親族がいるから一人で入ってもいいよということなのか、それとも必ず後から誰かが同居しなくちゃダメなのかという、ちょっとその点をお聞きしたいと思うんです。

というのも、私のたまたま知り合いの方が官舎に住んでいたのが、旦那さんが亡くなったということでおばあちゃんのひとり暮らしになりまして、なかなか貸し家の負担が大変だということで、そのときたまたま北船岡の新しいアパートがたしか11部屋ぐらい余裕が出たというんでしょうか、何かあれ公募されて、抽せんでそうしたらそのおばあちゃんが当たったんですけども、そういうふうこれから夫婦で住んでいたのがひとり暮らしになるとかという場合に、そういう町営住宅を利用したいとか希望する方もふえてくると思うんですが、こういう今の「または同居しようとする親族があることが条件の一つ」というその運用というのはどういうふうになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

入居者の資格としては、現に同居または同居しようとする親族ということで、これは婚姻の届け出をしないんですけども事実上婚姻関係と同様の事情にある者とか、婚姻の予約者がいるという確認ができた者ということなので、一緒にそこに住むという条件になります。ですから、申し込みのときは一人なんですけど、一緒に住む者がありますよという適用になります。

ただし、今回提案しているのは入居者の資格の特例ということで、同居する親族がいない一人で入居したいという場合の条文のところ、実は60歳以上の者とかいろいろな定めのある中で、一人で入居できる条件の拡大が、先ほどの上位法の改正がありまして、配偶者暴力防止等法に関する方については一人でも入居する資格が出てくるということなんです。本来は同居する人が当然いる場合と、あわせて同居これからはますということが条件になっています。今回は特例のほうの条例改正をお願いしたいということです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） その答弁だと、最初一人で入っても必ず後から親族の方が入れというふうに理解してよろしいのかということと、例えば今町営住宅にご夫婦で住んでいて、おじいちゃんが亡くなったかおばあちゃんが例えば亡くなってひとり暮らしになったというときも、例

えば息子さんとかに必ず入ってもらわなくちゃだめというか、ちょっとその条件を確認したいと思うんですけども。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 後から必ずということではないです。一人で入居できる条件も別に定めてありますので、二通りの定めがあるんです。そもそも大家族で住まれるケースと当然お一人で入居したいというケースと2つに分かれているんです。ですから、一人で入居する資格がある方については、後ほど必ず一緒に同居しなくてはいけないのかということではないです。同居をするケースと一人で入居できるケースと、全く二通りに分かれています。

たまたま家族が何らかで不幸があつて一人になったということにおいても、例えば申込者が旦那様と奥様とご一緒に、逆のケースもあるんですけども、そういった場合、申込者が仮に亡くなられた場合においては、奥様のほうが承継ということでその権利を引き継いで申込者にかわってそのまま住んでいただくという、今のところはそういった実情です。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 配偶者からの暴力、その内容についてちょっとわからないところがあるのでお聞きしたいと思うんですが、これ緊急避難のシェルターになり得る運用かなと思うのですが、この場合の相手からの暴力を受けた者と、これは建設課のほうで認定したものでしょうか。それとも、例えば警察のほうからの紹介とか案内、それが条件という形になっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

先ほどの条例改正案の中でお示ししていました第6条の2第5号の中のアの部分、それから40ページのイの部分と出てくるんですけども、こちらアの部分につきましては、これは一時保護されたという方を対象とするものです。イの部分については、裁判所で命令が出ているという解釈になります。私たちが独自に判断するということではございません。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第45号柴田町営住宅条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 4 6 号 柴田町下水道条例の一部を改正する条例

日程第 1 0 議案第 4 7 号 柴田町給水条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第9、議案第46号柴田町下水道条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第47号柴田町給水条例の一部を改正する条例の2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第46号柴田町下水道条例の一部を改正する条例及び議案第47号柴田町給水条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成24年8月22日に公布された社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法の一部が改正されることに伴うものです。

平成26年4月1日から実施される消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、水道料金、下水道使用料等を改正するものです。あわせて、下水道の責任技術者の登録及び指定工事店の指定に係る手数料についても改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） それでは、ただいま一括議題となりました議案第46号柴田町下水道条例及び議案第47号柴田町給水条例の一部改正につきましての詳細説明を申し上げます。

初めに下水道条例でございますが、先ほどの提案理由で申し上げましたとおり、来年4月から施行されます消費税率の改正に伴う使用料の改正と下水道排水設備工事を担う工事指定店及び責任技術者の登録に関する手数料についての改正でございます。

41ページをお開き願います。

議案第46号柴田町下水道条例の一部を改正する条例でございます。

柴田町下水道条例（平成10年柴田町条例第35号）の一部を次のように改正する。

左側に改正後、右側に改正前を記載しております。

第15条でございます。下水道の使用料の算定方法を規定しております。排水汚水量、10トンまでは基本使用料としておりまして、改正前は1,543円50銭でございます。この税抜き価格が1,470円でございますが、改正後はこの1,470円の8%分、117円60銭を1,470円に加算した1,587円60銭に改正するものでございます。

次は超過使用料の算定でございます。10立方メートルから20立方メートルまで、1立方メートル当たり改正前は160円65銭でございます。税抜き価格が153円でございます。これを改正後は、153円の8%分、12円24銭をプラスした165円24銭の金額に改正をお願いするものでございます。以下、20立方メートルから50立方メートルまで、同様に1,000立方メートルまでの区別の分につきましては、記載している金額に改正をお願いするものでございます。

次のページをお開き願います。

第30条は、下水道排水設備工事を担う指定工事店の指定と責任技術者の登録に関する手数料でございます。改正前につきましては、指定工事店には指定、責任技術者の登録のみをしておりましたが、有効期間を5年間としておりまして、引き続き登録を継続するときには更新手続を行っております。これまでこの規定がございませんでしたので、今回、30条の第1項第1号、責任技術者の登録1件につき3,000円につきましては、改正後、「新規のとき」という文言を加え、新たに「更新のときは1件につき2,000円」を加えるものに改正をお願いするものでございます。

2号の指定工事店の指定につきましても、1件につき2万円を、「新規のとき」という文言を加え1件につき2万円、さらに「更新のとき1件につき1万円」ということで加えて改正をお願いするものでございます。

この改正の内容は、隣接市町の大河原町、村田町も同様の内容で既に規定されておりました、これにあわせる形をお願いするものでございます。

附則でございます。

施行期日でございます。この条例は、平成26年4月1日から施行する。

経過措置でございます。附則の2は、この条例による改正後の柴田町下水道条例第15条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」といいます）前から継続している公共下水道の使用で施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利が

確定するものに係る使用料については、なお従前の例によるとしております。

これは、いわゆる下水道使用料は水道の使用料に応じて使用料を算定しておりますが、水道は検針をもとに算定しますが、水道の使用料の検針は月をまたいでおりますので、消費税率5%の期間が含まれるため、施行日以前から水道を継続しているものにつきましては、5月に請求となる料金については従前の料金とするものでございます。

続きまして、43ページの議案第47号柴田町給水条例の一部を改正することにつきましても、下水道と同様に消費税率改正に伴う改正でございます。

柴田町給水条例（平成10年柴田町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後は左の欄、改正前は右の欄になります。

23条は料金を規定しております。23条の1項1号水道使用料です。アはメーター口径ごとの基本料金につきましてでございます。口径13ミリメートル、改正前は1,039円50銭でございます。この税抜き価格は990円でございます。改正後、990円の8%分、79円20銭を加えた1,069円20銭に改正をお願いするものでございます。以下、20ミリ以下から150ミリメートルまで、同様の算定でこの改正前の料金を改正後の料金に改正をお願いするものでございます。

イの水量料金でございます。1カ月当たりの水量料金でございます。一般用、1立方メートルから10立方メートルまで、1立方メートル当たりの使用料が改正前は105円でございます。税抜き価格が100円ございまして、改正後は100円の8%分、8円を加えた108円に改正をお願いするものでございます。以下、11立方メートルから20立方、次ページの21立方メートルから50立方メートルまで、51立方メートル以上、さらにプール用、臨時用という区分も同様の計算で上がった改正をお願いするものでございます。

続きまして、第30条、これは給水装置を新設やまたは改造時に加入金をお願いしているわけでございますが、口径13ミリメートル、改正前は4万950円で、税抜き価格が3万9,000円でございます。改正後は3万9,000円の8%、3,120円を加算した4万2,120円に改正をお願いするものでございます。以下、20ミリから100ミリまで、同様の計算で改正前の金額を改正後の金額に改正をお願いするものでございます。

次に、欄外の附則でございますが、先ほどの下水道の条例と同様の内容となっております。

今回この改正によりまして、一般的家庭、口径20ミリ、使用水量が25トンを使用したときの料金の増額でございますが、改正前の水道料金6,037円、下水道料金は4,084円、合計1万121円。これが新しい改正後の金額を加味しますと、改正後の水道料金が6,210円、下水道料金が4,201円、合計1万411円。増額が290円の負担増ということでお願いするわけでございます。

以上の内容でございます。よろしくご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤克明君） ただいまから休憩いたします。

13時から再開します。

午前 1 1 時 5 3 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、議案第46号、47号の質疑に入ります。

質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。11番広沢真君。

○11番（広沢 真君） 46号、47号共通の部分、消費税を理由に値上げを言っていますから、この部分で消費税による掛かり増しの経費分というのは幾らになるのか示していただきたいというふうに思います。

それから、特に47号の水道料金は、仙南仙塩広域水道の水道料金というのは全国的にも非常に高いレベルなんです。高いレベルというのは、いいレベルではなく、非常に高い料金だということはいくぶん知られていることではあります。そこにおいて今回の消費税分の上乗せというのは非常に利用者にとっては打撃になるのではないかなというふうに思うんですが、その点についてはどう考えておられるか伺いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） お答えいたします。

1点目、今回の消費税率の改正に伴う掛かり増しということで、システム上の納付書の改修等でございますが、その手数はそう大した費用でございません。

2点目の広域水道の受水費の関係でございますが、当然仙広水のほうからは新しい税率の8%での料金ということで通知がございまして、4月1日以降その料金で支払うようなことになっております。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 例規関係からお話しします。当然水道企業会計、下水道会計についてもいわゆる消費税適用事業になります。いわゆる税務署に対する消費税を納める事業になりますので、それが5%から8%になるための割り増し分というふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 先ほども別な議案での議論がありましたけれども、当然法に基づいて上げる場合でも掛かり増し分の経費ぐらい示さないと、それこそお題目のように消費税とつけば何でも値上げできるような便乗値上げと言われかねない部分がありますから、その部分について、大したことはないという思いはあるかもしれませんが、きちっと数字として示すべきではないかなと思います。

それと、特に今回の場合には影響は先ほどのし尿よりもさらに範囲が広がって全町民となるわけですけれども、その部分について、特に水道部分、または下水道部分ですが、最近の水道使用の水量が上がらないというようなことを以前から言われているわけですけれども、今回の値上げによってさらにその傾向が強まって水道の会計を圧迫するのではないかなと思うんですが、その辺はいかが考えますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 今回の改定につきましては、お知らせ版等、あとはホームページ等に上げまして十分理解を得るように周知をしていきたいと思っております。

2点目の、確かに給水人口の横ばい、さらに減少傾向ということで水量伸び悩みがあらわれております。そういう意味からも、今回水道の窓口の業務の民間委託等とかということで省力化、効率化ということで図っていきまして、経営を圧迫しない方向で対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 課長、掛かり増しの料金は幾らかということありましたね。掛かり増しの。

○上下水道課長（平間広道君） 掛かり増しにつきましては最小限に抑えるように努力していきたいと思っております。失礼しました。掛かり増しの金額につきましてはそこまでは算定をしておりませんので、お答えできかねます。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） 経費の値上げについて責任ある対応をする際に、やはりどのぐらいの経費が上がるか、その分の値上げが必要なのだから根拠を示さないとだめじゃないですか。その部分について具体的な数字を示さないのであれば、便乗値上げとそしり受けても仕方ないですよ。その部分をぜひ、これからも例えば議案として出してくる場合があるかもしれません。そのほかの経費などでも。その部分については強く求めたいというふうに思います。その辺については答弁いいです。要望でいいですけれども、できれば後で議員全員にでも資料として示していただきたいというふうに思いますが、その点はどうですか。

○議長（加藤克明君） 暫時休憩いたします。

午後1時05分 休憩

午後1時06分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

では、財政課長のほうから答弁。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

今回の値上げに関しては消費税分だけの加算なんですけど、消費税の申告をする際に、当然税務署は全て8%で計算されて、逆算されて計算されてきますので、料金を少なく例えば値上げを縮小してやったとしても、3%逆算で手突っ込まれて、逆に正当な利潤まで全部引っ張られる格好になってしまうんです。ですから、今回はあくまでも3%の上がった分だけの料金の改定ということで、そうしないと、今水道事業所の会計のほうで正規の利潤が出るような計算されているわけですけども、その中にもかえって利潤が縮小されてしまって正常な会計ができなくなるということの可能性がありますので、ご了解いただければと思います。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） ただいまの財政課長がお話ししました内容でございますので、今回の改定での掛かり増しということはございません。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 両方の議案に関連するんですが、ここに出ている金額というのが、ですから税込みの金額ということかということなんですけれども、なぜそんなことを聞くかということ、この今我々条例案ということを見せられて、課長等の詳細説明もありましたけれども、今課長の最後の答弁で、消費税3%上がる分だけが上がるんだよと、本来の例えば水道のいろいろな経費かかるそのことの値上げではないということが今の答弁で正直言って私初めてわかったというんでしょうか。だから、なぜそんなことを言うかということ、さっきのし尿処理のは手数料が幾ら、消費税が幾らということでもわかりやすいというんですか、逆に手数料を値上げするんだよということではわかりましたね、例えば。私が言いたいのは、町民がこういうふうに条例の文章を見ることないと思うんですけども、本来なら我々議員とかあと町民に説明するときも、言うならば、本体価格という言い方悪いんですけども、水道の基本に係る部分が例えば1,500円、消費税が今までは5%だから、合わせて例えば1,543円でした。今度は基本的な部分は値上げしないから同じ1,500円で、消費税の部分が3%アップの8%だから例えば40円ア

ップだよというような。そうでないと、広沢議員が言うような、この値上げするのが、消費税の分だけ単純にアップしたのか、水道事業の経費が絡んで基本的な部分を値上げしたいのかというその比較というのがこの資料だけではわからないと思います。

私は、さっきのし尿のがそういう意味ではちょうど手数料そのものも値上げするということでああいう資料というかデータにしたのかもしれませんが、そういう意味で、この次8%から10%に上がるときも広沢議員のような質問とか私のような質問もつと出ると思うので、条例案はこのままでいいですけども、議案関係の資料という中に、今のような、基本的な部分は1,500円、消費税の部分は例えば次だと8%で今まで1,587円だったけれども、今度10%だからこうなります、総額は幾らですというそういう資料をつけてほしいというんでしょうか。そうでないと、この改正後、改正前見ただけでは、単純に消費税だけの分のアップなのか、基本的な部分ですね、水道事業を行う上で係る部分の値上げなのかというのがわからないと思うので、どうでしょうか。質問というより要望に近いですけども。

○議長（加藤克明君） 要望ですか。

○14番（舟山 彰君） 答弁はお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 大変失礼しました。条例案に書かせていただきましたのは、内税ということで税込みの価格で表示しております。本来ですと説明資料として用意すればよろしいですが、次回考えていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質疑どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 消費税導入、そして3%から5%のとき、いろいろな業界が定価価格とか表示の仕方を考えて、よく皆さんも本屋さんで本を買うと、定価価格が例えば500幾ら（本体価格500円プラス税）とか、ああいう表示の仕方あるんですね。今度消費税上がるとまたスーパーあたりがどう書くかわかりませんが、そういう意味で、町のこの下水道と水道関係のとき、先ほど課長の答弁で私が望んだようなことをするということがあるんですが、場合によってはほかの町の何か料金のもそういう点を考慮する必要が出てくるかもわからないと思うんです。そういうふうに消費税が今度5%から8%、8%から10%、10%のときがすぐあるかわかりませんが、いろいろな表示の仕方が、ですから留意しておくことが必要ではないかなと思うので、これも要望でいいです。以上です。

○議長（加藤克明君） 財政課長のほうから補足。

○財政課長（武山昭彦君） 今回の値上げ、43ページ見ていただければおわかりいただけると思

うんですが、1立方メートル当たり今まで105円でした。下から2段目になります。1立方から10立方まで105円です。これ消費税が5円分含まれていますので、割り戻すと100円です。今度8%になりますので108円ということで、値上がりりが3円分だけ加算されていると。あくまでも消費税分しか加算されていないということでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ございますか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 仙広水の買い取り料金というのが実際に3%分というのはどのようになるんですか。水を買取る金額ですね。それで心配なのは、そちらが上がったとしても全体で料金上げているから問題ないかと思うんですが、心配なのは、料金が上がれば皆さん節水に気をつけて実際の使用料が減るので、水道事業所としては経営はやはり圧迫するのかなと考えるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） お尋ねの内容は仙広水の買い取りの。現在、これも基本料金と使用料金に分かれておりまして、基本料金1,156円、これは計算は、町が最終的に必要とする水量2万300トンなんですけど、これに応じてかかっております。それと、あと使用水量というのは、1トン当たり60円で現在仙広水から買い入れております。ですので、この金額に来年からは3%加算された8%で課税されて買うことになります。

○議長（加藤克明君） 課長、使用水量が減ったらどうなのかということも含めて。

○上下水道課長（平間広道君） 済みません。使用水量の減少のことをございますが、仙広水とは、将来の水需要に応じて使用見込みを、5年に1回ですけれどもこれをやっておりまして、将来の10年スパンにかけて水需要を立てまして、それに依りて使用の増減と申しますか、それをやっておりまして、現在の見込みによりましてと急激に減ると申す予測ではありませんで、現在の水量を維持していきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質疑どうですか。はい、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 確認なんですけど、そうしますと、見込んでやっていますが、皆さんが節水に動くと水道事業所としては経営はその分苦しくなると。幾ら今値上げをしても結局はそういうことになるんでしょうかという確認です。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 極端に水量が落ち込みまして収入が上がらなければそういう予測というのがありますが、現状としては今の予測では問題ないと考えておりますし、仙広水の

買い入れの価格も、次の改定の見込みですが、若干下がる見込みも予測されておりますので、そういう方向ですので、極端に経営を圧迫するということは考えておりません。

○議長（加藤克明君） 再々質疑ございますか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。11番広沢真君。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 討論に入る前に、先ほどの質疑のやりとりで、実は私、後で気がついたんですが、私の言っている意図で言葉を選ぶのをちょっと間違っていて、上下水道課長に声を荒らげて大変失礼しました。実は私が言いたかったのは、掛かり増しの経費という、町が負担しなければならない経費を利用者に転嫁するかしないかという話になってしまっているので、私が言いたかったのは、今回の値上げによって生じる利用者の負担増の総額ということを書いたかったんですが、その言葉を誤ってしまって申しわけありませんでした。正しく伝わりませんでした。

そのことについて、私は、特に今回の負担増という問題について、46号それから47号の下水道それから上水道の負担増をするべきではないという立場で反対討論したいというふうに思っています。

今回の場合には、先ほどの質疑でのやりとりでもございましたが、消費税分を上乗せすることで、町のほうはそれに係る諸経費の増については転嫁しないという立場というのは明らかになっています。その点については努力を評価しなければなりません、それでもやはり今回の消費税8%への増税については、どう考えても今の町民に対する負担増を招くことは否めません。特に、安倍内閣は、デフレもやめて物価も上昇する、一方で雇用者の給与は上がらないという状況がずっと続いている中で、まさに純粋な負担増が次々と襲いかかる状況の中で、生きていけば必ず使わなければならない水道、そしてまた下水道に負担増がかぶさってくるのは、これはもう完全に生活への打撃と言わざるを得ません。

その点で、もし消費税の負担増についておもんばかって経費を転嫁しないとまで考えていただければ、ぜひとも今回は値上げも見送るということをご決断いただきたいということで、反対の立場を表明いたします。同僚議員の皆さんのご賛同をいただくようよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番高橋たい子さん。

〔8番 高橋たい子君 登壇〕

○8番（高橋たい子君） 8番高橋たい子です。ただいま議題となりました議案第46号柴田町下水道条例の一部を改正する条例及び議案第47号柴田町給水条例の一部を改正する条例について、原案賛成の立場から討論いたします。

今回の条例改正は、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法の一部が改正されることに伴うものです。

下水道使用料、水道使用料に係る消費税率が平成26年4月1日より8%に引き上げられることは、平成25年10月1日に閣議決定されたものであります。下水道、水道使用料に係る消費税引き上げをしないで現行のままで推移した場合、今回引き上げられます3%分の消費税を支払うことは、東日本大震災後の節水等による水需要に伸びがなく給水収益の増大が期待できないことから、財源確保が重要な課題となります。

以上申し上げた趣旨により、議案第46号及び議案第47号の条例改正についてやむなしと理解をいたします。同僚議員の賛同をお願いいたしまして、賛成討論とします。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第46号柴田町下水道条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第47号柴田町給水条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第48号 財産の無償譲渡について

○議長（加藤克明君） 日程第11、議案第48号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第48号財産の無償譲渡についての提案理由を申し上げます。

今回提案する財産の無償譲渡は、柴田町デイサービスセンターの設置の主体を民間移行することに伴うものです。

デイサービスセンターさくら苑と在宅介護支援センターの2つの施設は、敷地が社会福祉法人常盤福祉会の所有地であり、当該用地を町が無償で借り受け、常盤福祉会が経営する特別養護老人ホーム常盤園に併設して整備され、その業務を常盤福祉会に委託して事業を開始した経緯もあり、これまで一体的な運営がなされてきました。今回、施設の設置主体を民間移行するに当たり、利用者に不安を生じさせないことやデイサービスセンター事業の継続を条件に、国庫補助金の返還を生じさせないことなどを勘案し、当該施設を民間法人に無償譲渡することといたしました。

その譲渡先となる社会福祉法人常盤福祉会と協議を重ねてまいりましたが、このたび合意が得られましたので、当該施設を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、詳細説明を申し上げます。

議案第48号財産の無償譲渡についてであります。

さきに議決いただきました柴田町デイサービスセンター条例の廃止に伴い、町が設置主体となるデイサービス事業から撤退しますが、町全体の通所介護事業からすればさくら苑とまごころホームの事業の継続は必要なものと思っております。平成2年のさくら苑の建設に際して、デイサービス事業が実施できる社会福祉法人常盤福祉会に運営を委託せざるを得ない状況にあって、常盤福祉会と協議を行い、運営負担の少ない同敷地に建設の承諾をいただいて建設され、開設当初からデイサービス事業を継続的に実施してまいりました。

また、隣接する柴田町在宅介護支援センターも同様に同法人が介護保険の導入当初から居宅介護支援事業所として利用しております。平成18年に介護保険法の改正により包括的ケアに移行後も、介護支援センターとして居宅介護支援の拠点として機能しております。

これらの2つの施設は社会福祉法人常盤福祉会の敷地内に建設されているものであり、他の

法人に譲渡することは困難であることや今後の居宅介護サービスの継続も必要であることなどから、譲渡先が限定されるものであります。

以上の理由から、財産の譲渡について、社会福祉法人常盤福祉会と町で有償、無償の両面から協議を重ねてまいりました。その結果、次の理由から、無償譲渡することで合意に至っているところであります。

一つに、2つの施設は開設以来、社会福祉法人常盤福祉会所有の常盤園敷地内の土地を無償で借り受けてきました。二つに、さくら苑建設に国県補助金を受けておりますが、10年経過の場合の無償譲渡には補助金返還はありませんが、有償譲渡となりますと補助金の返還義務が生じることとなります。仮に有償の譲渡で2,000万円と仮定した場合、補助率49%ということで約1,000万円近い国県の補助金返還が生じることとなります。3点目、さくら苑は建設後22年を経過していることから、設備関係や備品の老朽化も進んでおります。現状のままの無償譲渡といたします。修繕を必要とする箇所も生じつつありますが、現状のままの無償譲渡といたします。4点目、町の財産の場合、今後将来的には解体撤去の費用が必要となります。5点目、無償譲渡によって利用者への不安や影響が生じないようデイサービス事業の継続を担保に無償譲渡ということにします。

以上の理由から、無償譲渡ということで合意に至っているところであります。

議案書45ページをごらんいただきます。

下記のとおり、財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

記としまして、1、無償譲渡する財産。

(1) 柴田町デイサービスセンターさくら苑、建物、附帯設備及び備品一式。所在地、柴田町大字船岡字迫28番地の3。構造、鉄筋コンクリート造平屋建て。延べ床面積、386.50平方メートル。平成3年3月建築でございますので、築22年を経過しております。

(2) 柴田町在宅介護支援センター、建物、附帯設備及び備品一式。所在地、柴田町大字船岡字迫28番地の4。構造、軽量鉄骨造平屋建てです。延べ床面積、127.43平方メートル。これは平成11年3月建築で、築14年を経過しております。

2、無償譲渡の相手方、柴田町船岡中央三丁目18番3号、社会福祉法人常盤福祉会理事長黒田清です。

3、無償譲渡の理由ですが、先ほども申し上げましたが、施設の設置主体を民間移行するに当たり、安定的な事業運営の継続に資するため当該施設を無償で譲渡するものです。

4、無償譲渡する日、平成26年4月1日。

以上で詳細説明といたします。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。14番舟山彰君。**

○14番（舟山 彰君） 今の課長の説明で国から補助金をもらってこの2つの施設をつくったとお聞きしたんですが、町民からするとこの無償譲渡の理由はわかるんですが、実際に町がお金幾らかけた建物を、そして今どのくらいの価値が残っているものを無償譲渡するのかというのを一応知りたいと思うんです。極端に何億もするものを無償譲渡するのではないと思いますけれども、念のために、最初幾らこの2つの施設にお金かかったか。町の施設ですから減価償却して残存価格が今幾らという計算していないかもわかりませんが、幾らぐらい残っているものを無償譲渡するのかというのをお聞きしたいと思います。

そしてもう1点は、先ほどさくら苑なんかは附属設備なんかちょっと老朽化しているとあったんですかね。じゃあこの無償譲渡された常盤福祉会が今後維持していく上では、それを自己負担していかななくてはならないわけでしょう。譲渡されてかえってその負担というのがかかるということはないんでしょうか。老朽化した附帯設備なんかを無償で引き継ぐからいいようだけれども、維持費が逆にかかって、このデイサービスセンターなんかを維持していく上で負担になるなんていうことはないでしょうか。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

先ほどこの2つの施設の建築の年を申し上げましたが、そのときの建築価格、さくら苑が1億552万円でございます。在宅介護支援センターが2,607万9,900円。これにいろいろ設備等、また備品等も入るんですが、基本的なところがそうなっています。

これについて残存価格を定率法による原価計算したところ、さくら苑、在宅介護支援センター備品総額で残存価格2,843万3,000円ぐらいというふうに見込んでおりまして、先ほど申し上げた、仮に有償譲渡の場合2,000万円と申し上げたのは、この2,800万円から今までの23年の土地の借地料等を引けば2,000万円程度で、仮に算定した場合、じゃあ国県にどれくらい補助金返還が生じるかということで試算したところの数字が先ほど申し上げた金額でございます。

あと、今後財産譲渡となればいろいろな施設の傷み、また備品等、設備関係、それについては譲渡先の負担によって維持管理となります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 後のほうの答弁で、常盤福祉会もこういう無償譲渡してもらって、今後

老朽化している設備を改善などするのに自分のほうでどうにかやれるという計算をした上で、これじゃあお引き受けしましょうと、無償でいただきましょうというその辺の打ち合わせというのでしょうか、どういうふうにしたのかという点をお聞きしたいのが1点です。

それから、今回無償譲渡の理由を読めば、我々議員もああそうですねと思うんですが、やはり先ほど1億552万円ですか、さくら苑のほうが、プラス備品とありますけれども、それなりに国の補助をもらい町もお金をかけている資産を無償譲渡するわけですから、私からすると、私が聞いた金額というものをここに提示すべきじゃないでしょうか。やはり残存価格というのを町なりに、最後は今までずっと土地代をただで借りていたとかそういう絡みでの残存価格が2,843万円。これなら国の補助金返さなくていいとかということはあるんですが、やはりできたらそこまで表示すべきじゃないでしょうか。そうでないと、我々議員に、こういう趣旨ですから、もうこれは無償で譲渡しますから単純に認めてくださいというような形に私はとれますので、今後いろいろな町の財産をもしも無償譲渡する場合なんですが、取得価格ですね、それと例えば残存価格とか私はちゃんと示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

今後わかりやすい資料の提供に努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） これを無償譲渡することによって利用者に不安を生じさせないと。それから、事業の継続ということなんですが、ないんだろうとは思いますが、確認までというか。要するに利用者に対しての負担がこれでふえるのかなんとかということはないんですよね。ということをお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

このデイサービスセンターの負担については、介護保険制度に基づく自己負担分というふうになりますので、変動することはございません。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第48号財産の無償譲渡についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第49号 指定管理者の指定について（柴田町地域活動支援センター）

○議長（加藤克明君） 日程第12、議案第49号指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第49号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

柴田町地域活動支援センターしらさぎ及び柴田町地域活動支援センターもみのきは、平成24年1月1日から指定管理により管理運営をしておりますが、平成26年3月31日をもって指定管理期間が終了しますので、引き続き施設の管理運営について、地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。

柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等、関係規定に基づき指定の準備を進めてまいりましたが、柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審議された結果を踏まえ、指定管理者の指定をすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、詳細説明を申し上げます。

議案書47ページ、お開き願います。

議案第49号指定管理者の指定についてであります。

ただいま提案理由でも申し上げましたとおり、地域活動支援センターしらさぎ及び地域活動支援センターもみのきの指定管理期間が平成26年3月31日をもって終了することに伴い、引き続き施設の管理運営について施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。それに伴い、指定管理者の候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求

めるものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称であります。柴田町地域活動支援センターしらさぎ及び柴田町地域活動支援センターもみのきであります。

次に、指定しようとする法人その他の団体につきましては、柴田町大字船岡字中島68番地、社会福祉法人柴田町社会福祉協議会であります。

次に、指定の期間についてであります。平成26年4月1日から平成29年3月31日までとするものです。

配付してあります別紙の議案第49号関係資料をごらん願います。

指定管理者候補者選定の経過についてご説明申し上げます。

1点目、指定管理者業務の範囲であります。法に基づく地域活動支援センターでの創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの事業、センターの施設、設備、備品の維持管理、修繕、その他設置目的を達成する業務であります。

2点目、指定管理者候補者選考までの経過であります。指定管理者を公募することにしました。現在、社会福祉法人臥牛三敬会が指定管理者として平成23年1月より平成26年3月31日まで柴田町地域活動支援センターしらさぎ及び地域活動支援センターもみのきを管理運営しております。前回の指定は、当初3年間の円滑な運営実績と、障害を持つ利用者にとって環境の変化が時として症状の悪化につながる場合があるため、公募によらない単独指定とし、当初に引き続き社会福祉法人臥牛三敬会を指定管理者として指定し現在に至っているところであります。前回は以上の理由から公募によらない指定としましたが、今回は公平性の観点からも、公募とすることで指定管理者を指定することにしました。

公募期間は平成25年10月4日から22日までの19日間。公募を告示するとともに、お知らせ版、町ホームページ上で周知を図りました。申請希望者を対象とした説明会、10月8日に開催しました。説明会には3法人が出席し、それぞれ指定管理者についてのご検討をいただいたものと思われま。結果として申請書の提出のあったのは1法人、柴田町社会福祉協議会のみでありました。現在の指定管理者である社会福祉法人臥牛三敬会も説明会には出席しましたが、申請書の提出はありませんでした。後に辞退の理由を尋ねてみたところ、さきの東日本大震災による法人の運営する施設、3つの施設が被災し、経営的な立て直しのためや法人内の職員数の減少等も影響し、検討の結果、柴田町地域活動支援センターの指定管理者の再申請について辞退することを判断したということでありました。11月6日に開催した第2回指定管理者選定委員会において、柴田町社会福祉協議会を指定管理者候補者に選定し、11月29日に指定管理者

仮基本協定を締結しているところであります。

3点目、審査結果であります。第2回の指定管理者選定委員会において柴田町活動支援センターの指定管理者候補者選定を行いました。申請者から提出された申請書をもとにしたプレゼンテーション、事業計画や収支予算案等を審査しました。選定団体は、社会福祉法人柴田町社会福祉協議会であります。

選定であります。審査基準の平均を上回る点数であったこと、採点集計表、次のページになるんですが、審査基準点21点を上回る23点でありました。基準点を上回った点でありましたが、住民の平等な利用の確保が得られること、施設の効果的な活用、経営の健全性・安定性、個人情報の適正な取り扱いが挙げられます。

ちょっとまたページ戻ってもらいますが、また柴田町社会福祉協議会は、地域活動支援センターもみのきの前進であるもみのき園の運営を受託していた実績、地域福祉の中心的な広範囲な事業実績、地域福祉センターの指定管理者としての実績、また民生委員や多くの町内福祉ネットワークの拠点としての実績等についても評価されたものであります。

以上の審査した結果、社会福祉法人柴田町社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

以上で詳細説明といたします。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。現在利用者と直接接している職員、町内の方がほとんどだと思んですが、その方たちの雇用の継続はなされるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 今度指定管理者が変わることに来年の4月1日からなるわけですが、ただいまのこの議決をいただいた後、今の指定管理者臥牛三敬会と来年度の新しい指定管理者の社会福祉協議会の引き継ぎを行っていただきます。その際に、人的な面、またやっている業務内容等々、細部にわたって引き継ぎをやってもらいますけれども、その中で人的な、今働いている方が引き続き社協のほうで引き継ぐか等については、引き継ぎの過程の中で協議しながら決まっていくものというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 障害を持っている方にとって職員が全員かわってしまうということは本当に不安なことです。直接接していた方はできればそのまま継続して雇用できるように、やはり強くそこは社会福祉協議会のほうに要望していただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 答弁よろしいですか。では、福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 今後、引き継ぎの場にも私どもも同席しますので、その旨私どものほうからお話ししたいと思っています。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） これまた確認なんですけれども、この施設に通われている方々に対する変化がないだろうかということを一応確認したいことと、この施設を運営していくためにいろいろ活動されているんですが、それが3年ごとにまた変わってしまうと非常にやりにくいところも出てくると思うんですけれども、そういったことについて何かお考えありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

1点目の利用者への影響については、きょうの議決いただければ、引き継ぎ等の中で新旧の指定管理者のほうからそういう説明の場、保護者との今後こう変わるんだという顔合わせ等も含めてお話しする機会が出てくると思います。また、そうしてほしいというふうにも思っております。

もう1点、その指定管理者制度3年ということなんですが、この指定管理制度は3年なり5年とかというような期間の設定がございます。今回、この地域活動支援センターについては、3年3年の間の1回目は公募しまして、2回目はそのまま引き続き利用者に影響のないように配慮するというので公募によらない指定としました。ですが2回続けて3回目となってきますと、公平性といいますか、そしてその担当している事業所でいろいろ評価ということもございますので、ある一定期間を経ればやはりこういう公募と。私どもとしては公募と公募によらない業務内容等、事業内容等を見ながら判断していくべきかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 質問というよりも、ここでせっかく続けられてきた活動がまた違う形になっていくと非常に通所されている方も困ると思いますので、その辺を十分吟味して続けていただきたいと思ひまして、質問じゃなくてお願いしたいと思ひます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） また指定管理者の指定というようなことで、このくらい詳しい資料をいただいたのはたしか私の記憶では初めてなので、感謝したいというか、今後ともよろしくお願ひしたいというんですか。いろいろな先ほどの説明資料というのでなくて。

これから質問ですが、一つは、説明会で参加者が3名、実際は提出が1社ということで、先ほど課長の説明で角田のほうでこういう事情でやめるんですということでありましたけれども、もう1社のほうにもなぜ参加しないんですかというようなことを聞いていたのかと。それが1点です。

それから、もう1点は、10月4日から22日公募、8日が説明会、申請書の受理が4日から22日。公募期間というのはわかるんですけども、私ふと思ったのは、4日に公募して3社ほど希望がありそうだと。8日に説明会ということなんですけども、申請書の受理というのが次の日の9日からでもいいのかなという気がするんですけども。これでいくと4日の日もうすぐに申請書出して、いや、お宅の申請書、ここがこうですよ、こうですよという、そういうのをなるべくなくすという意味で申請希望者に対しての説明会を8日に開くわけでしょう。私はちょっとこの申請書の受理が9日からでもいいような気がして。

それで、あとお聞きしたいのは、今回はこの支援センターについては19日間公募期間ですよ。これ公募期間というのはどうやって決めたんでしょうか。大体こうなるんだとか。ちょっと次の議案に関して申しわけないんですけども、自転車とかのほうでそういう意味で1カ月間、つまりこれ参加希望者が多くなるだろうというようなそういうことで1カ月にしていて、こっちの支援センターはそれほどないとか、それとも現場の都合とか、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

説明会に3社が見えられて、申請に至ったのは1社。臥牛三敬会は先ほど申し上げたとおりでございます。もう1社も町内の社会福祉法人でございました。はらから福祉会でございまして、いろいろご検討いただいて、前日電話等もいただいて確認の電話もいただいたんですが、その時点では申請するかしないかまでは意思表示はなかったんですが、結果的に提出日過ぎても提出なかったということで、いろいろ検討した結果、法人としての判断がそこにあったのかなど。その理由までは確認はしておりません。

あと、この選定までの日程といいますか、これについては、というのは、12月議会に提案ということが一つ期限として決めておりまして、それで日程をさかのぼりながら設定していったと。その結果、19日、20日程度で間に合うという。いろいろ町社会福祉協議会なんかも予定といたしますか考えありましたものですから、その時期的なものも確認したところ、間に合うということもあってこの期間設定になったところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 例えば8日に説明会、希望者が3社ということでやったとして、私がお聞きしたかったのは、申請書の受理が9日からでもいいんじゃないかと。こういうふうに通り返して、今のやり方だと、10月4日、もう初日に申請書を出してもいいわけですよ。4日に受理しますとなっているから。ちょっとその点お聞きしたいと思います。そういう意味では、本当からいくと、次の議案のことで申しわけないですけども、駐車場のほうなんか10月15日に公募していながら説明会が11月7日ですから、3週間ぐらいですか、結構間がありますよね。この辺の、ですから期間の設定等を、ちょっと2つの議案にまたいで申しわけないですけども、考えてほしいなと思うんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 説明会が8日で、受理期間が4日からということなんですが、説明会に見えられなくても申請する可能性というのがございます。ということで、申請受理期間ということの設定をしました。ですから、結果的に8日の説明会を踏まえて申請書を提出するに至ったということが、結果的にそういうようになっているところです。

今後については、説明会の日程について、時期等については今後参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再々質疑よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 1点は、裏面の採点平均点というのがあります。この配点の仕方がどんな配点の仕方をして、これ3.333に3.167とかって、これ採点の配点のちょっとこれ説明してください。

それからもう一つ、実はしらさぎさん、隣でだんごを売っていますね。だんごを売っているんですけども、最近売り上げどうなんでしょうか。というのは、私の知り合いの奥様たちがこのだんごを最初買ったんですよ。ところが、このごろ買わないんだね。何で買わないのと言ったら、見えないと言う。見えないというのは、注文して来るまですごく時間かかるんです。そしてあの窓が閉まっている。あれ曇りガラスで見えないんです、中。動きが見えない。だから、何やっているんだろうと。手でごちゃごちゃとやっているわけでもないと思うけれども。つつみ屋のだんごはあっちに行くとあるわけよ。ぱっとすぐ出してくれるわけね。確かに障がいの方があそこでやっているから遅いのはわかるけれども、やはりあそこは素通しにして見えるようにしないと、食品の場合、特に今は見えるような厨房でないといけないんですよ。そういうことをやはり考えて、やはり皆さんが注文したくないというのではダメですよ。やはりみ

んな働いてもらう。そういう目的で、私はああ売れているなどかって喜んで見ているのに、私もだんごを大分協力して買ったんですけども、何だ、このごろそんなことを言われると買いたくないんだね、やはり。これはひとつ今から食品を扱うときには、特に見えるようにして、皆さんに来ていただくように努力していただければと思います。

まず、配点のところだけお願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） ご質問の選定における審査基準の内容をご説明申し上げます。審査の視点といたしまして、1番の住民の平等な利用の確保というところにつきましては、一部の利用者に対する不当な利用制限はないかとか、それから一部の利用者を不適當に優遇していないかという視点で見させていただきました。

それから、2番の公の施設の効用の発揮と効率的な管理ということに関しましては、（1）の利用者に対するサービスの向上につきましては、利用者にとって利便性が高まっているか、それから初めての利用者にとって利用しやすい施設となっているか、それから利用者の要望に対し柔軟に対応できる体制になっているか、平等利用の確保と両立をしているかということなんかを視点に見ています。それから、施設の効果的な活用につきましては、施設の質を維持または向上させるものであるか、施設の利用促進させる方策がとられているか、利用料金等の考え方は妥当か。3番の管理経費の縮減に関しましては、管理経費の縮減が図られているか、経費の縮減に対し事業者の創意工夫が見られるか、経費の縮減が利用者サービスの低下を招いていないかということです。

それから、その下の運営管理体制につきましては、災害緊急時に対する体制がとられているか、それから住民サービスの向上をさせるために十分な体制がとられているか、施設の運営に必要な資格者は確保されているか。それから、その下の経営の健全性・安定性につきましては、経営状況に問題はないか、法令等を遵守した経営が行われているか、同様の施設の管理実績はあるか、財務状況に問題はないか。

一番最後の個人情報の適正取り扱いです。個人情報保護の体制とそのチェックは適正かということで、審査の視点として審査項目を設けさせていただいております。

それで、今回の地域活動支援センターの指定につきましては、それぞれ点数の配分としましては、プレゼン聞いた結果なんですけど、住民の平等な利用の確保とか、一番下のほうの管理を安定して物的能力、人的能力のところの評価のところは高かったです。真ん中の公の施設の効用の発揮と効率的な管理というところは大体3点ぐらいの平均的なおさまっています。

た。以上でございます。6名です。済みません。審査員は6名です。

○16番（我妻弘国君） 質問の仕方が悪くてどうもごめんなさい。6人の審査員がいろいろな点数を配分したんだと思うんですけども、この3.167という数字がどこから出てきたかとか、3.333と、それを出し方がちょっとわからないのでお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） ちょっと済みません。我妻議員、だんごの話まだしていなかったんですね。（「だんごは要望でよろしいです」の声あり）要望でよろしいですか。それでは、答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 大変失礼いたしました。6名の審査員で平均点が3点ということで、それぞれが1点から5点の持ち点ございますけれども、普通として3点。大半の方が3点、もしくは「ややよい」「よい」ということで4点なり5点を書けているということで、その平均しました3.167とかという数字は、3点だったり4点だったりしたために平均点をやや上回っているという結果でございます。以上です。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 今は採点のことわかりましたので、選定の理由に、一番下のほうに「民生委員や多くの町内の福祉ネットワークの拠点としての実績」と書いているんですが、これは、例えばこの候補者が町外の業者なりが来た場合に、都市建設課の入札のときのように町内のそういういろいろな点数がありますよね。町内でやるためにいわゆる町の行事に社員が参加して協力しているからということで点数が上がるということがあるんですが、この場合のように、社会福祉協議会とか民生委員とか多くの町なかでの協力の実績があるからというふうになっているんですが、これがほかのあれの場合に点数が仮に同じだった場合、やはりこっちのほうが採用されることになるのかどうかということをお聞きしたいです。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 当然地元の町内のさまざまな活動に対しての評価ということで、それぞれ点数は評価は高くなるものと思われまます。

○議長（加藤克明君） 質疑ありますか。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第49号指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第50号 指定管理者の指定について（柴田町駐車場及び柴田町自転車駐車場）

○議長（加藤克明君） 日程第13、議案第50号指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第50号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

本案は、現在、指定管理者制度により管理している船岡駅南駐車場、船岡駅北駐車場、槻木駅東駐車場、槻木駅西駐車場、船岡駅南自転車駐車場、船岡駅北自転車駐車場、槻木駅東自転車駐車場、槻木駅西自転車駐車場の8施設について、平成26年3月31日で指定期間が満了となることから、引き続き地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し平成26年4月1日から施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。

柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等、関係規定に基づき指定の準備を進めてまいりましたが、柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査された結果を踏まえ、指定管理者の指定をすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 議案書49ページをお開きください。

議案第50号指定管理者の指定について詳細説明をさせていただきます。

ただいま提案理由で申し上げましたとおり、駐車場、自転車駐車場合わせて8施設になります。平成21年4月1日から5年間の指定期間で今指定管理を行っていただいております。平成26年の3月31日をもって指定期間が満了することから、地方自治法の規定に基づき、26年4月1日から改めて指定管理をお願いしたいということでございます。

それでは、お配りしています関係資料で説明をしたいというふうに思います。

1の指定管理業務の範囲です。船岡駅南と北、槻木駅東と西、それぞれに駐車場と自転車駐車場があります。合わせて8施設になります。8施設の使用許可及び制限に関する業務、次の管理施設、同じく8施設の使用に係る使用料金に関する業務、以下、記載のと通りの業務を今回の範囲としております。

2番目で、指定管理者候補者の選定までの経緯をお話ししたいというふうに思います。平成25年9月19日に指定管理者選定委員会を開催していただきまして、公募基準の審査をいただきました。平成25年10月15日の公募の告示をいたしまして、同時にお知らせ版、ホームページ上でも掲載しておりましたが、10月15日から11月15日までおおむね公募期間1カ月と決めまして指定管理者の公募をしております。11月7日、申請希望者に対する説明会を開催しております。参加者につきましては、1法人、公益社団法人柴田町シルバー人材センターでした。公募期間に合わせて10月15日から11月15日の間を申請書の受理期間としておりましたが、11月14日、1法人、公益社団法人柴田町シルバー人材センターより申請書が提出されましたので、受理しております。11月19日、指定管理者選定委員会におきまして、申請者公益社団法人柴田町シルバー人材センターによるプレゼンテーションを受けまして、同日、指定管理者候補者の選定を行っております。11月20日に公益社団法人シルバー人材センターのほうには通知を申し上げ、12月5日に公益社団法人柴田町シルバー人材センターと指定管理者仮基本協定書の締結をしたところです。

3番、審査結果です。平成25年11月19日開催の第3回柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会において、柴田町駐車場及び自転車駐車場施設の指定管理者候補者の選定が行われました。

審査結果については下記のとおりでございます。

選定団体、公益社団法人柴田町シルバー人材センター。

選定の理由です。審査基準の平均点を上回る点数であったこと。また、多方面にわたり熟練した技能者が会員となっておりまして、自社にて迅速な対応ができる。例えば階段手すりにちょっと傷みがあったときに、外注をしないで、当然そういった経験者がシルバー人材センターの中にいらっしゃるということで、みずから手をかけて利用者の安全をすぐ図れるといったようなプレゼンテーションがなされました。3点目ですが、平成18年度から過去2回の指定管理者の実績を有しております。1回目につきましては平成18年から平成20年までの3年間、2回目につきましては平成21年から今年度平成25年度までの5年間、合わせて通算8年の指定管理

の実績を有しており、さらなるサービスの向上が見込めるということが理由になっております。

2ページを確認してください。

こちら審査基準です。4つの審査基準に対しまして7つの審査項目、5点から1点まで5段階評価にて審査をしていただきました。

採点集計表をごらんください。審査基準点の平均点合計点数21点に対しまして、採点平均点の合計点数23.667点となっております。全ての審査項目において審査基準の平均以上でありました。

それでは、議案書にお戻りください。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称です。船岡駅南駐車場、船岡駅北駐車場、槻木駅東駐車場、槻木駅西駐車場、船岡駅南自転車駐車場、船岡駅北自転車駐車場、槻木駅東自転車駐車場及び槻木駅西自転車駐車場となります。

指定をしようとする法人その他の団体です。柴田町東船迫一丁目8番地1に所在します公益社団法人柴田町シルバー人材センターです。

指定の期間です。平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間となるものです。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。13番水戸義裕君。**
- 13番（水戸義裕君） まず、採点集計表、この中に利用者に対するサービスの向上に4点というふうになっていますね。4点「ややよい」、これが「よい」になるにはどうすればいいかという話なんです、という場合に、前の選定の理由の一番最後に「その経験を今後にかきながら、さらなるサービス向上が見込めること」ということで、これがどういうことを言って、これが4点だったら、もしもっとよくなって5点になるのかということをお聞きしたいと思っておりますけれども。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（加藤秀典君） 過去の経験を生かして独自にアンケート調査、書面でもありますが窓口業務でもする場合もあるんですけども、プレゼンテーションの段階ではですね。指定管理者そのものが利用者の声を聞いたものを自分たちの情報として共有をして、それを次に生かしていくということに徹底して取り組んでいるというプレゼンがなされました。そういったさらなる向上が見込める。そして8つの施設に職員が配置になるんですけども、いつも8つの施設に特定の人を置くんじゃなくて、ローテーションをしているいろいろな情報を共有

をしていくというような提案がなされたので、多分採点では平均点で4点を獲得しているというのだと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問よろしいですか。ほかに。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は今の質問に関連するんですけども、例えば利用者の方から直接役場にこの自転車置き場とかについての人材センターのサービスについて例えば苦情があったとして、こちらでこの3年ごととかに審査するとき、実はこういう苦情も来ていましたとあってその辺もこの審査に含めてやっているのかどうかです。これが1点目です。

それから、2点目は、実はテレビなんかで山形市が指定管理者の選定についてちょっともめていて、1つは、今までやっていた業者が何で今度俺たちをかえるんだというふうに訴えているということなんですが、そういう意味では、こういうふうに先ほど詳しく資料を出してもらうのはいいんですが、もう一つは、指定管理者について原則公募しますと言っておきながら、何か半分以上公募を実際にはやっていなかったというのが山形市議会で問題になっていたらしいですけども、柴田町としては、この指定管理ということで公募しますと。全部公募しているのか、山形のような実際には公募じゃなくて1社だけ指名するみたいな形があり得るのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 1点目のこれまで指定期間の苦情ということなんですけれども、たまたまシルバー人材センターさんが申請者であって公募して決定しているということですので、当然今回も、同じシルバー人材センターなんですけれども、新たなシルバー人材センターとして向こうが考えている計画段階を正しく評価する必要があるんだろうというふうに思います。ただ、指定管理者が柴田町のシルバー人材センターに決定したとすれば、議会の議決をいただいて決まれば、今舟山議員さんから提案ありましたような過去にあった懸案がもしあれば、私は直接聞いていないんですけども、あればその辺は管理者のほうに申し伝えたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 2点目、財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 2点目についてお答えいたします。9月19日に指定管理者選定委員会ということで公募基準の審査ということをやっています。その段階で、これは公募したほうがいいのか、これは公募しなくてもやってもいいんじゃないかということで、その段階でさまざまな公募基準を審査しますので、そこで決めさせていただいているところです。例えば集会所ですと、例えば地区でお任せしていますので、例えばそこは公募しないで地区にということ

ですぐおろすということで決定になるかと思えます。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問よろしいですか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 1点目でいくと、大体集会所は地元の行政区とかだからいいよと。それは指定管理者選定委員会で決めるんですか。町でもうそれなりに毎年、今度集会所の管理者更新の時期だと、前まではずっと公募しないでやっていたんだから今度もそうだろうという、そういう一つの町としての基準があるんでしょうか。それとも、その指定管理者選定委員会に町のほうが今度の集会所のことはどうしましょうかとその都度諮っているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 集会所を含めまして全ての案件についてこの指定管理者選定委員会で基準で審査をして、それぞれ公募する公募しないという判断をしているところであります。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。再々質問になります。

○14番（舟山 彰君） 指定管理者選定委員会って6人って何か言っていましたね。そのメンバーの構成と、そのときによって判断が違うということもあり得るということですか。私からすると、やはり町としての基準、それは具体的には指定管理者選定委員会で決めてもらっていいと思いますけれども、それ決めたものを議会にかけて、今度の秘密法案ではないですけども、そうでないとこの指定管理者選定委員会で決めたことが町の指定管理者について公募するとか公募しないとかの決定になるわけで、我々議会というのは全然、言っては何ですけども関与をしないということになるんですかね。今までどうだったんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） まず、組織としまして6人で、副町長、教育長、総務課長、財政課長、まちづくり政策課長にその選定に係る当該公の施設を所管する課長ということで、6名で構成されています。

それから、その中で審査の手續とかそれぞれさまざまな定めがありますので、審査基準といましては、ですからケース・バイ・ケースではあるんですけども、今までやってきた実績とかを踏まえて審査をするという格好になって、当然集会所に関しては行政区に、区長さんに指定管理でお願いすることになりますので、そういうことで審査はしますけれども、行政区という格好で議会のほうにお諮りすることになるかと思えます。以上です。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時20分 散 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年12月12日

議 長

署名議員 番

署名議員 番